

# 大治町議会定例会（第2日）

令和8年3月9日

令和8年3月大治町議会定例会会議録（第2号）	
招集年月日	令和8年3月9日
招集の場所	大治町議事堂
開 議	3月9日 午前10時00分 宣告（第2日）
応 招 議 員	1番：池田耕介                      2番：八神太紀                      3番：手嶋いずみ 4番：後藤田麻美子                  6番：鈴木 満                      7番：三輪明広 8番：若山照洋                      9番：松本英隆                      10番：林 健児 11番：吉原経夫                      12番：林 哲秀
不応招議員	な し
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	不応招議員に同じ
地方自治法 第121条 第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友                      教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一                  福祉部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕                  教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤 謹      福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂                      財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹              企画政策課長：水野 学 収納課長：加藤真二                      長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉                  保険医療課主幹：鈴木雅之 住民課長：立松 修                      子育て支援課長：古布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 保健センター所長：森本健嗣                  下水道課長：後藤丈顕 都市整備課主幹：八神幸夫                  産業環境課長：伊藤高雄 学校教育課長：太田悦寛                  社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年3月大治町議会定例会議事日程

(第2日)

令和8年3月9日(月) 午前10時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

質問は3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員、6番鈴木 満議員、1番池田耕介議員、12番林 哲秀議員、10番林 健児議員、11番吉原経夫議員、2番八神太紀議員の順で行っていただきます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

手嶋議員どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

初めに、世界ではロシアとウクライナの紛争が続き、また中東情勢も緊張が高まるなど不安定な状況が続いております。対話による解決が図られ1日も早く事態が収束し、世界の平和と安定が取り戻されることを心より願うものであります。

それでは質問させていただきます。2問質問させていただきます。

初めに小学校プール跡地の有効活用について。各小学校において老朽化や維持管理費の増加、猛暑等により学校のプールのあり方が見直され、令和4年度より民間委託をし、プール授業を行っております。そこで使用されなくなったプール跡地の有効活用について伺います。現在、年に1回大治小学校プールでは、商工会青年部のイベントにてアユのつかみ取りが開催され地域交流の場として有効に活用されています。大府市ではプール跡地をスケートボード施設に、この2月にオープンいたしました。また、駐車場やバスケットコート、釣り堀施設、大型備蓄倉庫などを整備し、有効活用している自治体もあります。本町においてもプール跡地を一過性の利用にとどめず、地域交流と防災機能をあわせ持つ多目的スペースとしての整備を検討すべきと考えます。

小項目1、現在のプール跡地の管理状況及び今後の活用方針について伺う。

2、地域交流及び防災機能をあわせ持つ多目的スペースとしての整備可能性について、町の見解を伺う。プール跡地の有効活用に当たり、国からの補助制度活用の可能性につ

いて伺います。

続いて、学校管理下における選定療養費への補助制度を求めます。

学校現場において児童生徒が突然の事故や急病により、救急搬送または職員の判断で医療機関を受診するケースがあります。その際、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した場合、2024年度から救急搬送した場合でも7,700円から1万1000円ほどの選定療養費が発生する場合もあり、子ども医療費助成制度の対象外となることから、保護者の負担となっています。命を守る迅速な判断が最優先である中、教職員が費用負担を懸念することなく受診判断ができる環境整備が必要と考えます。

1、学校管理下における選定療養費の発生状況を伺う。

2、教職員の迅速な判断を制度として後押しし、保護者との間の不安やトラブルを未然に防ぐ観点からも、学校管理下に限定した選定療養費への補助制度を創設する考えはないか、伺います。

以上で1問目終了をいたします。

#### ○教育部長（水野泰博君）

初めに小学校プール跡地の有効活用についてという御質問をいただいております。現在のプールの管理状況及び今後の活用方針についての御質問ですが、プールとして利用していた際は、水質検査やろ過機の保守等の管理を行っておりましたが、使用しなくなった現在におきましては常時水を張っておきまして、当面の間は消火活動のための防火水槽として管理していきたいという考えでおります。

また、今後の活用方針といたしましては、現在大治南小学校の長寿命化改修工事を始め他の工事が多く控えていることもあり、現時点では明確な活用方針は定まっていないのが現状でございますが、今後の方針を検討する際には学校用途を念頭に、財政当局とも調整をしながら活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、プール跡地の地域交流及び防災機能を併せ持つ多目的スペースとしての整備可能性についての御質問ですが、先ほどの答弁とも重複いたしますが、学校用途を念頭に議員がおっしゃる多目的スペースを含め、幅広い用途についても町全体としてのニーズも総合的に勘案しながら、活用方針について他部局とも連携して検討していきたいというふうに考えております。

次に、プール跡地の有効活用に当たり、国からの補助制度の活用可能性についての御質問でございますが、こちらにつきましては、プール跡地をどのような事業で活用していくかによって使用可能な補助制度も異なってまいります。例えば、学校関係ですと学校施設環境改善交付金、防災関係ですと南海トラフ地震等対策事業費補助金、防災機能をあわせ持つ多目的スペースとなりますと、防災・安全交付金などが考えられます。どちらにしましても、今後、跡地の活用を検討する際には、補助金の活用も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

2問目といたしまして、学校管理下における選定療養費への補助制度を求めるという御質問でございますが、学校管理下における選定療養費の発生状況につきましては、令和6年度の実績ではございますが、選定療養費が発生した件数については学校で把握しているところによりますと7件という状況でございます。

次に、学校管理下に限定した選定療養費への補助制度を創設する考えはないかとの御質問ですが、学校管理下において児童生徒が負傷し医療機関を受診する事案につきましては、まず何よりも児童生徒の安全確保と迅速な対応が最優先であると考えております。御指摘の選定療養費への補助につきましては、保護者の負担の軽減という観点からの御提案であり、その趣旨は理解するところでございます。しかしながら、選定療養費は医療制度上の仕組みに基づき生じるものであり、町が個別に補助対象とすることにつきましては、制度全体との整合性の観点から慎重な検討が必要であると考えております。現時点で直ちに町単独の補助制度を設ける考えはございませんが、今後、国の制度の動きなどを注視しながら必要に応じて研究してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

では、プール跡地についての再質問をさせていただきます。小項目の順にはならないことをあらかじめ御了承ください。先ほどの答弁で学校用途を念頭にとのことですが、プール跡地の活用として教育委員会としてはどのようにしたいとお考えになりますでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

学校用途としてはどのように考えているかというところですが、教育委員会といたしましては、例えば駐車場ですとか狭くなってしまった大治小学校ですと、昨年校舎の建築いたしましたので校庭が少し狭くなっているので校庭の拡張ですとか、そういった方向で考えていきたいと考えております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

その場合、プールを解体しないといけないと思うんですけれども、プールの解体費用はどれぐらいかかると思われますか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

他団体の状況などを見ておりますと、大体3000万円から4000万円ぐらいかかるのではないかと想定しております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

では駐車場の場合は国の補助金対象になりますか。補助対象ですね。

○学校教育課長（太田悦寛君）

駐車場の整備といいますと単純にプールの解体というところになりますけれども、そういった場合は補助の対象とならないということが確認できております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。先ほどの答弁の中で有効な国の補助金のさまざまな活用できるさまざまな交付金や補助金の提案をいただきました。

では、まず校舎の増築以外、具体的にはどのような施設整備が可能となるのか、具体的に教えてください。

○学校教育課長（太田悦寛君）

具体的にどのようなものが補助対象として考えられるかということでございますけども、例えば防災倉庫みたいなものですか、今整備している砂子防災公園みたいな防災と多目的なスペースをあわせ持ったものっていうものも考えられます。あとは学童保育などつくられている自治体もあるということは確認しております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。答弁の中で、他部局と連携して検討していくと答弁いただきましてありがとうございます。教育施設の問題であると同時に、先ほどの補助を活用しようと思いますと、防災や地域交流といった計画を作成することになるかもしれません。その場合、まちづくりにも関わるテーマでありますので子供や保護者、地域住民の声を聞く機会を設ける考えはありますか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

今後検討していくに当たりまして、地域住民の声も含めて検討していく考えがあるかということでございますが、将来的にも跡地の活用について考えていく場合には最初の答弁でも申しましたが、教育部局だけではなく学校用途だけではなく、いろんな方法を検討していくということでございますので、地域住民の方の声を取り入れることも検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。いろいろ先ほど答弁ありましたように、我が町の財政が厳しい中、多くの施設工事がこの後控えていることは理解しております。なので、それゆえに具体的な検討が進まなければ、活用が先送りされてしまう懸念を感じております。将来を具体化するためにも、何らかの方向性の計画を今後の学校施設のあり方とあわせて検討していく必要があると考えますが、町の考えを伺います。

○議長（若山照洋君）

行政側、町の考えなのでどうされます。

町長、どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

今後について、長期的な視野で検討する必要があるのではないかという御質問をいただきましたが、議員おっしゃられるとおり長期的な視野も必要かこちらのほうも認識しているところでございます。ですが先ほど議員からもお言葉をいただきました直近に

においては各学校の長寿命化でしたりとか、その他公共施設における改修、そして設備の不備に対する修繕というものが山積している状況でございますので、まず順序立てて本町としてどこまでのものが可能なのかというものを、長い目で計画をお示しできるように、本町としても考えていく必要あると思っております。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

町長ありがとうございます。大変だと思うんですけども、何とかこのプールの跡地ですけれども、本町は土地が限られている町でもあります。だからこそ今ある貴重な空間をどのように生かしていくのかは、これからのまちづくりにとって大変重要であると感じております。私としては大府市のように町民の皆様、そして子供たちが気軽に集い、足を運びたいようなわくわくする場所として活用されていくことを願っております。まずは、スポーツセンターの居場所をつくっていただいたことに感謝しております。子供たちの笑顔があふれる場所はきっと地域の笑顔にもつながっていくものと思います。そのような場所がこの町にも生まれることを期待し、今後の前向きな検討をお願い申し上げて、この質問を終了させていただきます。

続きまして、選定療養費についてのほうに入らせていただきます。7件ということで御回答いただきましたけれども、私としては7件もあったのかって感じなんですけれども、その中で選定療養費でのトラブルは今までありましたでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

過去にトラブルがあったという話は聞いておりません。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。よかったです。学校現場において児童生徒の事故や急病が発生した際、救急車を要請する場合はどのような手順で行われているのか。また、最終的に救急要請の判断は誰が行うのか。現場の流れについてお伺いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

手順については校内のほうで緊急連絡体制の手順というものを作成しておりまして、それに基づいて行っているということでございます。判断につきましては、校長や教頭といった管理職、あと養護教諭の複数人の判断でその都度行っております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、ありがとうございます。では、救急車を要請する判断基準とかマニュアルとかは用意されていますでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

各校でマニュアルのほうを作成して取り組んでおります。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。では、搬送先が大規模病院となった場合、紹介状がないことで選定療養費が発生するケースもあり得ることを学校管理下での事故であるにもかかわらず

ずその費用が保護者負担となることを保護者に説明されておりますでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

学校のほうから年度初めに学校管理下で発生したけがや病気について、文書、保健だよりなどで選定療養費について保護者に周知をさせていただいております。また、救急搬送する際も保護者には連絡して確認した上で行っております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。迅速に対応してくださったことに保護者の方が感謝しつつも、生活がぎりぎりの御家庭にとっては選定療養費の負担が少なからず重く感じられる場合もあるのではないのでしょうか。費用について本音を言いにくい保護者の方もおられるのではないかと感じております。だからこそそうした声にならない思いにも寄り添いながら、学校管理下での事故については保護者に過度な負担が生じないよう、町として制度面で支える視点も大切ではないかと考えますが、先ほど答弁いただきましたけれども、改めて町の見解を伺います。

○学校教育課長（太田悦寛君）

最初の答弁でも申しましたが、選定療養費こちらにつきましては国の医療制度に基づく仕組みということもございます。現時点におきましては、本町として独自に単独の補助を行うという考えはございませんけども、今後の制度の動向について注視してまいりたいと考えております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、わかりました。子供の命を守るために迅速に判断してくださる学校現場の取り組みには心から感謝申し上げます。その判断の先に保護者の不安や負担が残らないよう、今後、他自治体の事例などを参考にしながら研究していただくことを要望いたします。もちろん今選定療養費に補助をつけている自治体もございますので、そちらのほうもまた参考にさせていただきたいと思えます。

町民の皆様にとってよりよい町政の推進を願い私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

4 番後藤田議員どうぞ。

○4 番（後藤田麻美子君）

4 番後藤田麻美子でございます。議長のお許しをいただきましたので、2 問町長に質問させていただきます。

まず1 問目でございますが、RS ウイルス感染症予防接種の考えについてお伺いいたします。飛沫や接触で広がるRS ウイルスは赤ちゃんが罹患すると肺炎など重症化しやすいと言われていたが、高齢者が感染した場合も重篤化リスクが大きいと言われております。予防に有効なRS ウイルスワクチンは、妊婦については令和8 年度より定期予防接種となる見込みだが、高齢者につきましては全額自己負担となっております。そこで、高齢者に対するRS ウイルス感染症の予防接種の必要性について、町のお考えをお伺いをいたします。

2 問目といたしまして、本町における終活支援体制の考えについてをお伺いいたします。現在、単身高齢者が急増する中で、終活問題について社会全体でどのように支えていくのかが大きな課題となっております。そこで、終活支援についての本町としてのお考えをお伺いいたします。以上で1 回目の質問を終わります。

○福祉部長（大西英樹君）

はい。それでは1 点目の高齢者に対するRS ウイルス感染症の予防接種の必要性についてお答えさせていただきます。RS ウイルス感染症は呼吸器の感染症であり、特に乳幼児や基礎疾患を有する高齢者において重症化の可能性があるものと認識しております。乳幼児のほとんどは2 歳までに1 度は感染するとされているため、国は予防接種審議会を経て、本年4 月から胎児に抗体を移行させるため、妊婦に対するRS ウイルスワクチンを定期の接種、予防接種としております。定期といいますのは、法律に基づき無料で接種するというものでございます。一方、高齢者については基礎疾患のある方が重症化の恐れがありますが、全ての高齢者が重症化するわけではないとされ、国では慎重に審議されているところであります。これらを踏まえまして、高齢者のRS ウイルス感染症に対する予防接種につきましては、個人が感染症の予防、重症化を防ぐ考えのもと個人の意思と責任において行う任意の予防接種と捉えております。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

福祉部次長、お願いします。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして2 問目、終活支援についての本町の考えはどの御質問でございます。終活支援につきましては、人生の最終段階における尊厳を守る取り組みであると同時に、地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに資するものと認識しております。現在、本

町では終活支援の一環といたしまして、役場窓口などでエンディングノートの配布を通して医療・介護の意思表示、葬儀・埋葬の希望や財産管理等について、あらかじめ整理していただくための機会の提供に努めているところでございます。引き続き終活支援につきましては、住民の方々の主体的な取り組みを尊重しつつ、必要な情報提供と相談支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番（後藤田麻美子君）

1問目ですけれども、確かに今年の4月1日から定期接種で無料で妊婦さんには接種していただけるっていうことを答弁をいただきました。無料ですよね。ここで高齢者に対する予防接種への、これは実費ということですが、助成の考えというのはございませんでしょうか。

○保健センター所長（森本健嗣君）

ただいま高齢者に対する予防接種への助成の考えはとの御質問でございます。現時点、高齢者に対しますRSウイルスワクチンの予防接種費用への助成の考えについてはございませんが、住民の皆様の疾病予防をはじめ、健康の増進に対する意識を高めていただくための環境整備の観点から、今後任意予防接種であります高齢者に対するRSウイルスワクチンに対する費用助成についても、今後国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。4月1日からは妊婦に対する定期接種が始まるわけですが、妊婦さんの中には36週に近い方もみえると思いますが、誰1人取り残さない地域社会へ向けて、漏れのないように接種ができるようにしていただける事務をやっていたいただきたいことを私は要望いたします。

続きまして終活支援体制についてでございますが、先ほど答弁の中で、エンディングノートが終活支援について自身の希望や思いを整理し家族と共有するための有効な手段であると思います。役場の窓口でエンディングノートを配布しているとの答弁でしたが、役場以外ではどこどこで配布されておりますでしょうかお伺いいたします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

エンディングノートの配布につきましては、大治町社会福祉協議会内にある地域包括支援センターや成年後見支援センターの窓口においても、御本人や御家族などから相談があった際にお渡しをしております。

○4番（後藤田麻美子君）

答弁ありがとうございます。この地域包括支援センターや成年後見支援センターでのエンディングノートの配布実績と件数について把握されていらっしゃるのであれば教えていただきたいと思います。

○長寿支援課長（松木田英作君）

はい。地域包括支援センターや成年後見支援センターでのエンディングノートの配布実績、件数でございますが、集計を行っていないため正確な件数は把握しておりませんが、両センターに確認したところ、両センター合わせて年間を通して10件程度と聞いております。

○4番（後藤田麻美子君）

10件ほどいらっしゃるってことですね。はい。ありがとうございます。

続きまして、この年間を通しまして10件の配布件数のことでございますが、地域包括支援センターなどの窓口でエンディングノートの配布を行っているということを余り住民の方は存じないと、わからない、知らないということがあると思います。今後、エンディングノートの配布についての積極的にPRしていかれる考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

エンディングノートのPRにつきましては、広報や町ホームページで配布場所などの周知、また地域包括支援センターによる出前講座などさまざまな機会を通しまして、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

はい。先ほど答弁いただきましたが、本当に広報や町ホームページ等で配布の場所を丁寧に周知啓発、よろしくお伺いいたします。

終活支援におきまして、エンディングノート以外でも「人生会議」の愛称で知られております人生の最終段階における医療・ケアについて、本人の意思をあらかじめ話し合う取り組みである「アドバンス・ケア・プランニング」いわゆる「ACP」の取り組みも欠かせないと思いますが、「ACP」についてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

ACPにつきましては、人生の最終段階において本人の尊厳と自己決定を守るための対話の取り組みであり、家族などの支援者の心理的負担の軽減や、医療と介護・福祉をつなぐ大切な役割があると考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。それではACPの啓発についてどのように考えていらっしゃるのでしょうかお伺いいたします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

ACPの啓発につきましては、海部医療圏在宅医療介護連携支援センターあまさぼにおきまして、年に1回地域の住民の方に対する普及啓発の講演会を行っております。また来年度、令和8年度は大治町スポーツセンターにおいて地域住民の方に対するACPの普及啓発を行う予定をしております。また、地域包括支援センターを中心にさまざま

な機会を通してACPの啓発に努めてまいりたいと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。単身高齢者が急増する中で、支援が必要な方も増えていると思いますが、そのような方たちに身寄りのない高齢者や支援が必要な方への終活支援はどのようなお考えでしょうかお伺いいたします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

身寄りのない高齢者や支援が必要な方につきましては、地域包括支援センターを初めとする関係機関と連携しまして、成年後見制度の活用や必要な支援につなげているところでございます。今後も地域包括支援センターを中心に相談支援を行い、関係機関との連携を図り、終活支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。医療現場では希望しない治療をすることで医療費を抑えることにつながると思いますので、ACPを積極的に今後取り組んでいただきたいことを思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若山照洋君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番鈴木 満議員の一般質問を許します。

6番鈴木 満議員どうぞ。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。議長のお許しをいただきましたので、随時質問に入らせていただきたいと思います。ハラスメント防止規程ではなく、条例にせよと題しまして質問させていただきます。

職場におけるハラスメントは職員の心身を壊すだけではなく、公務の質を低下させることや住民サービスへの支障を引き起こすため、町民全体での脱ハラスメントの取り組みが急務となっております。ハラスメント防止に関する基本的事項を規程ではなく、法的拘束力を持つ条例を定めるべきではないかと思っております。町民と職員といったカスタマーハラスメントをはじめ、議員と職員及び職員間のハラスメントの根絶に関し必

要な措置を講じ、個人と個人の人格・尊厳が尊重される健全な職場環境の確保に努めるべきと考えます。

そこで質問させていただきます。現行制度の位置づけで内規レベルの運用をしてきた町として、限界や課題をどう認識しているのか。二つ目、他の自治体の条例や事例など調査研究をしてきたのか。三つ目、条例化がもたらす効果についてどのような評価をしているのか。3点、最初の質問にさせていただきます。

○総務部長（安井慎一君）

ハラスメント防止規程ではなく、条例にせよという中で御質問をいただいております。ハラスメント防止に関する基本的事項を規程ではなく、法的拘束力を持つ条例を定めるべきではないかというところの御質問でございます。本町では令和3年1月に「大治町職員ハラスメント防止等規程」を制定し、ハラスメントに起因する問題が起きた際には適切に対応できるよう相談体制を構築するとともに、職員のハラスメントに関する意識向上を図るため、研修を行ってまいりました。

また、職員間でのハラスメント防止という観点により、規程で必要な事項を定め「大治町職員ハラスメントに関する指針」により全職員がハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、業務を遂行できるように周知してまいりました。その中で今後、令和7年6月11日に公布されました「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」によりまして、カスタマーハラスメント対策についても雇用管理上必要な措置が令和8年10月より義務づけられることから、職員間だけではなく町全体で取り組んでいく必要があると考えております。ハラスメント防止に関する町の明確な姿勢や責務を広く示し、職員の職場環境を整えていく上でも、条例の制定に向けて検討していきたいと考えております。

それでは1問目の御質問でございます。現行制度の位置づけで内規レベルの運用してきた町として、限界や課題をどう認識しているのかとの御質問でございます。ハラスメントは性質上、表面化しにくい側面もあり、相談に至っていない事案が存在する可能性も否定できないと認識しております。職員が相談しやすい体制を整えていくことが課題であるというふうに認識しております。

次に2点目でございます。他自治体の条例や事例など調査研究してきたのかとの御質問でございます。これまでも国の動向を注視しながら、他自治体のハラスメントの事例や先進的な取り組みにつきまして調査研究してまいりました。今後、職員に対しハラスメントに関するアンケート調査を実施し、状況を把握した上でハラスメントの防止に向けた対策を講じていきたいと考えております。

最後に3問目でございます。条例がもたらす効果についてどのような評価をしているのかとの御質問でございます。条例として制定することにより、ハラスメントに対する抑止力の向上や職員の職場環境の整備につながるものと考えております。特に御指摘が

ございましたカスタマーハラスメントに対する本町の姿勢につきましては、条例を制定することによりまして町内外に広く示すことが可能となるため、効果が期待できると考えております。以上でございます。

○6番（鈴木 満君）

2回目の質問に入らせていただきたいと思います。近隣自治体によると、津島市は令和7年3月25日にハラスメント防止条例を制定しております。飛島村は令和7年12月19日に同じく条例を制定しております。このように、近年各自自治体においてもハラスメントを重要視し、規程や指針のような内部ルールではなく条例として自治体全体の脱ハラスメントの取り組みが進んでおります。厚生労働省によると、2025年から自治体でのハラスメントの実態調査及び報告書によると、自治体において身体的攻撃から精神的攻撃、立場などを利用した陰湿な嫌がらせにシフトしているという傾向にあるようです。例えば人格否定、他の職員のいる前での叱責や暴言、書類等の箇所が気に入らないと執拗に嫌がらせをするような事案があると報告があります。本町にとってこのような事案があるとすれば、今まで町民のために働いてきた大切な職員、職員をさらに失う危険性があると考えます。そこで議員・職員、職員間のハラスメント、住民とのカスタマーハラスメントの現状認識について、一つ目として過去5年間のハラスメントの相談件数及び内容の内訳はどうなっているのかお聞きします。

○総務課長（吉田美穂君）

過去5年間のハラスメント相談件数につきまして、本町の規程に基づき受け付けた事案が1件ございました。当該事案の内容や相談窓口としての対応につきましては、この場での説明は差し控えさせていただきますが、職員間でのハラスメントに係る相談でございました。

○6番（鈴木 満君）

相談件数が1件ということで、これは最後に町長に答弁いただきます。

二つ目に相談窓口の設置状況、外部相談体制の有無、匿名性の確保は十分であるかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長（吉田美穂君）

「大治町職員ハラスメントに関する指針」に基づき、内部相談窓口につきましては、総務部総務課に設置しており、原則相談員2名により苦情相談に対応しております。また、外部相談窓口につきましては愛知県の人事委員会に相談することができることを周知しております。匿名性につきましては、ハラスメントを行った行為者に対しての相談事実確認の際に匿名を希望するか否か相談者の意向を確認します。また、第三者に見聞きされないよう遮断した場所で相談を受けるなど、プライバシーの保護に十分配慮し適切に対応します。

○6番（鈴木 満君）

済みません、今2名とおっしゃったんですが、誰か教えていただけますか。

○総務課長（吉田美穂君）

総務課長が指名する職員2名、総務課の職員になりますが、2名となっております。性別等につきましても相談者のほうの意向を踏まえた上で、性別のほうも配慮して指定をしております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

被害職員のメンタルの不調、休職などの関連性の把握は行っているんですか。お聞きします。

○総務課長（吉田美穂君）

規程に基づき、受け付けた1件の事案につきましては把握をしております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

続いて、議員から職員へのハラスメントについてお聞きします。議員から職員への威圧的言動、長期間の拘束、不当要求などについて明確な基準や対応マニュアルはあるのでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

現時点につきましては、議員と職員の関係におけるハラスメントについて明確な基準や対応マニュアルはございません。今後、他自治体の条例や規程を参考に健全で建設的な関係を維持できるよう検討を進めてまいります。

○6番（鈴木 満君）

行政機関として議員による不適切行為があった場合の相談や是正の仕組みはどうなっているのかお聞きします。

○総務課長（吉田美穂君）

現時点において議員と職員の関係におけるハラスメントについての規定がないため、職員からの相談につきましては現在あるハラスメントの規程や指針に基づき相談窓口で受け付け、内容に応じて事実関係の確認を行い、必要に応じて適切な対応を図ってまいります。また、議員の身分や倫理に関わる事項につきましては議会としての対応が基本となることから、必要に応じて議会側と情報の共有を行い、適切な対応ができるよう連携してまいります。以上です。

○6番（鈴木 満君）

職員間のハラスメントについてもお聞きします。管理職に対する研修は年何回実施しているのかお聞きかせください。

○総務課長（吉田美穂君）

これまで本町で開催した管理職を含め全職員を対象としたハラスメント防止研修は、令和3年度と令和4年度に2回開催しております。そのほか令和2年度から今年度までに共済組合が主催する管理職向けのハラスメント講座を希望する管理職が受講しており

ます。

○6番（鈴木 満君）

研修っていうのは、実際管理職たくさんいると思いますが、何人受講されてるんでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

庁舎内で行いましたハラスメント防止研修は全職員を対象としております。共済組合で開催したハラスメントの講座につきましては、令和2年度が2名、令和3年度3名、令和7年度1名が受講しております。

○6番（鈴木 満君）

管理監督者の評価項目にハラスメント防止の観点は反映されているのかお聞きします。

○総務課長（吉田美穂君）

職員の人事評価実施規程による評価項目にハラスメント防止の観点としては明記はされておきませんが、管理職につきましては全体の奉仕者としての高い倫理観を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに服務規律を遵守し公正に職務を遂行することが管理職の行動として求められており、ハラスメントも含め総合的に評価をしております。

○6番（鈴木 満君）

第三者も含む調査委員会の設置等の仕組みはあるんでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

「大治町職員ハラスメントに関する指針」において、ハラスメントに係る事案を適正かつ公正に処理し、その防止に係る施策の推進を目的とする大治町ハラスメント対策委員会の組織において、第三者を含める規程はございません。今後、条例の制定に向けて検討する中で第三者を含む委員会の組織構成を検討してまいりたいと考えております。

○6番（鈴木 満君）

カスタマーハラスメントの対策についてお聞きします。住民からの暴言、威圧、執拗な要求などへの対応基準っていうのはどうなっていますか。

○総務課長（吉田美穂君）

本町では平成16年7月から「大治町不当要求行為等対策要綱」を施行し、不当要求行為等に対する職員及び管理監督者の責務を明示し、組織的な対応を図ることとしておりました。令和7年3月に「不当要求・ハードクレーム対応マニュアル」を作成し、こちらの要綱で規定する「暴力行為等の社会的通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段」と、その前段階である「不当要求」を「ハードクレーム」とし、基本的な対応方法等を整理しております。

○6番（鈴木 満君）

その際、録音や記録の原則化、複数対応の体制ですとか、警察との連携などについてはどうなっているのでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

本町では電話での録音や防犯カメラによる窓口の録画を行っております。また、マニュアルに基づき、不当要求行為者に対しては複数の者で対応するよう明記をしております。また、防災危機管理課に在籍する元警察OBの方に相談・支援をしていただく体制を整えております。

○6番（鈴木 満君）

職員を守るための「対応打ち切り基準」はどうなっていますか。

○総務課長（吉田美穂君）

基本的な窓口の対応としましては、十分にお話を伺い、丁寧に事実確認を行っております。対応を打ち切る基準につきましては、マニュアルの中で「合理的な説明責任を十分に果たしても、相手の方が全く理解を示していただけないような場合には、状況を見ながら対話を打ち切る」として具体的な対応例を示しております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

条例化の必要性についてお聞きします。町長にお聞きします。現在の内規、要綱レベルで十分と考えるのか。お聞かせください。

○町長（鈴木康友君）

先ほど課のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、令和7年6月11日に公布されました「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」によりまして、カスタマーハラスメント対策についても雇用管理上必要な措置が令和8年10月より義務づけられるものということから、職員間だけでなく町全体で取り組んでいく必要があると考えております。ハラスメント防止に関する町の明確な姿勢や責務を広く示していきまして、職員の職場環境を整えていく上でも、条例の制定に向けては十分に検討していきたいと思っております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

町長に同じく質問させていただきます。条例化により町全体的への法的拘束力や相談体制の独立性、公表義務、再発防止策の明確化が可能になるんですけど、これも含めて検討していただけるのか。もしこの条例化をするのであればいつまでにやるのか、答弁いただきたいと思います。

○町長（鈴木康友君）

ハラスメントにつきましては本当に個人の尊厳を傷つける重大な問題だと認識しております。同時に、職員が安心して職務に専念できる環境を損なうのもであると認識しております。これまで本町では規程により対応してまいりましたけれども、町民の皆様初め関連する皆様、そして職員を守るという姿勢を明確に内外にお示しをいたしまして職員の職場環境を整えていく上でも条例として整備することが有効であると考えており

まして、カスタマーハラスメントにつきましては、本年10月1日までに雇用管理上必要な措置を講じていく必要がございますので、ハラスメント全般の規定を整理した上で9月議会までに条例化等々についてお示しできるよう検討を進めていきます。よろしくお願いたします。

○6番（鈴木 満君）

ありがとうございます。条例化に向けて進んでいくというふうで理解いたしました。最初の質問でハラスメントの報告はここ5年で1件ってありましたが、実際、町長どのように感じてらっしゃるのかお聞きします。

○町長（鈴木康友君）

自分も就任をさせていただきまして、一番初めに取り組ませていただきましたのは、全職員の皆様方と時間は限られる部分ではございましたが、個人面談等を行わせていただく、コミュニケーションを深めていく、情報をいろいろと収集をさせていただくということから始めさせていただきました。先ほど部長のほうからも答弁をさせていただきましたが、我々が認識していないハラスメントというものは存在している可能性がございます。また、ハラスメントというものについても、過去において時代も変遷いたしましたので、当時の価値観と現在ではハラスメントというもののあり方、そして考え方が大きく変わっている部分もございます。その認識が、現在に追いついていないという可能性もございます。さまざまな視点も考慮いたしまして、ハラスメントについては今後しっかりと我々が統一した認識をしていく必要があると考えております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

町長の認識はよくわかりました。今後、条例をつくっていく過程でやっぱり抑止力となるような、ハラスメントは起こしてはいかんという抑止力になるような条例をつくっていただきたいとお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（若山照洋君）

6番鈴木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番池田耕介議員の一般質問を許します。

1番池田耕介議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づき、部活動地域移行へのハード面の後押しを、中学生の保護者負担が増す交付金配分を問うと題して、2問質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず1問目、部活動地域移行へのハード面の後押しを。本町では令和8年度、もう再来週4月からですね、の8月から土日の中学校の部活動が地域クラブ活動へと本格的に移行されます。まず、現状認識をしていただきたいのでモニターをお願いをいたします。部活動の地域移行につきまして、これ「地域連携」とか「地域展開」とか言葉はいろいろありますが一番一般的に言われているというか認識されているのかなと思いますので「地域移行」という言葉でいきたいと考えます。令和5年度までは、もっと前だと土日部活動をしたときもありましたが、基本的には土曜日日曜日のどちらか片方3時間程度という形で週末の部活動を行っておりました。それが令和6年度から月に1回という形で部活動の練習を地域クラブ、地域の指導者だったり団体だったり指導するという形になって2年間、令和6年度それから今年度令和7年度、それが令和8年度、来年度の8月からですかね、週末の活動が全て地域クラブになるという現状があります。モニター一旦以上です。土日の地域クラブの指導者につきましては、指導を希望して平日、労働時間等の条件を満たした教職員、学校の先生と、それから地域の指導者が担うこととなります。それによって部活動と変わる部分も多いかと認識をしております。

そこで、①地域クラブのその他今述べた部分以外の詳細な部分と、運営に必要となる大まかな金額、また、参加者の負担額を改めてお伺いをいたします。

②地域クラブ活動は部活動のかわりとして、もちろん必要な活動であると私も認識をしていますが、その運営に必要となる金額につきましては公費負担ではなく可能な限り参加費で賄うことができると望ましいと私は考えます。参加人数を確保するといった観点で、本町の地域クラブ活動にこれから中学生になる小学生、また中学校を卒業した高校生は参加をできるのかお伺いします。

③地域クラブ活動への移行に伴って町内でさまざまなスポーツ活動がこれまで以上に盛んになっていくことを元部活動顧問としては願っております。学校体育施設スポーツ開放という事業がありまして、小中学校の体育館、また運動場、地域の住民のスポーツ活動の場として開放するといった事業がありますが、これにおきまして学校ごと施設ごとに指定されている種目がさまざまなスポーツ活動を網羅していないのが現状だと私は考えます。もう一度モニターをお願いいたします。こちら大治町の学校体育施設スポーツ開放の実施規則より、各縦が開放校、横が開放施設になりますが、例えば大治中学校ですと運動場ですね。ソフトボール・サッカー・ソフトテニス・軟式野球が利用種目として示されております。体育館は現状開放がされておりません。屋外夜間照明施設は照明がありますので、昼間と同じソフトボール・サッカー・ソフトテニス・軟式野球が示

されています。柔剣道場については武道というように規則には示されており。例えば中学校の部活動ですと、陸上部が練習をしていたり、ハンドボール部がハンドボールコートで練習をしているという現状ですが、例えばそういった部活動の子たちが自分たちで運動場を借りて練習したいってなった場合、現状規則では利用可能ということになっておりません。また柔剣道場も卓球部が練習をしていますが、武道には入らないというところかというと、卓球はあそこで借りて練習はできないっていう形になっております。小学校の運動場・体育館も大治小学校ソフトボール・サッカー・少年軟式野球・ドッジボールと、体育館はバレーボール・ビーチボールバレー・ソフトバレーボール・バドミントン・レクリエーション等、等という言葉が体育館のほうには入っていますが、例えば運動場で鬼ごっこをしたいですとか、何かレクリエーションのようなものをしてほしいってなったときに体育館は等が入っていますが、運動場のほうは等が入っていないので厳密に規則どおりに運用されると使えないということになります。南小学校それから西小学校につきましても同じ、南小学校は卓球台が体育館にある関係で卓球は入っていますが種目については同じようになっております。モニター以上です。ということで、このような現状をどのように考えるのかをお伺いをいたします。こちらが3問目です。

④同じく学校体育施設に関しまして、学校が部活動などで押さえていても使わなくなる、実際には使われないという場合が実際にあります。これは学校の中で、私が在籍をした中学校であれば回覧が回ってくるんです。ボードが回ってそこに使う日を押さえるという形で学校側が使いたい日を記入をしますが、押さえたいけれども実際に練習試合があったりですとか、大会が入ってきて使わなくなるという場合が実際にございます。そういった場合に誰がどのように集約をしているのか。実際には場所としてはあいていることになりますので、ほかに使いたい団体が使えないのではないかと懸念がありますが、こちらについてお伺いをいたします。

⑤今後さまざまなスポーツ活動が盛んになっていくと、公共施設に限られる大治町では活動の場所の問題が出てくると考えます。大治小学校の体育館は半面単位で開放されておりますので2団体が同時に使えるといった現状ですが、それよりも広い小学校や中学校の運動場、また2階建ての中学校の柔剣道場は全面もしくは1棟丸々の単位で開放されている。これはなぜでしょうかお伺いをいたします。

⑥小中学校の体育館で空調使用料を今後徴収していくことになると。その場合、大治小学校の半面単位の開放では、もし仮に片方の団体が空調を使用する、もう片方の団体が空調を使用しないとなった場合に、空気は当然流れていきますから金額を払っている払ってないというところで団体間でトラブル等は起きないのか懸念がありますが、こういった場合どのように対応するのかこちらもお伺いをいたします。令和8年度8月までの地域クラブの準備期間にさまざまな課題がクリアになり、良いスタートが切れることを願います。こちらが1問目です。

続きまして2問目。中学生の保護者負担が増す交付金配分を問う。

①まず初めにお伺いをいたしますが、予算編成方針という資料がございます。自治体が翌年度の予算を作成する際にその基本的な考え方、重点施策、また財政の見通しなど、指針を定めて各部局はこの方針に基づいて予算を編成するといった資料ですが、他の市町村を見ますとホームページで公表しているところもあれば、していないといったところもあります。本町では議会に対して来年度、令和8年度予算とともにその編成方針を示していただきたいと議長を通じて要望して、先日議会に対しては編成方針を示していただきましたが、ホームページ等で公表は現状されておりません。こちら公表しない理由が何かあるのでしょうかお伺いをいたします。

②その予算編成方針にも記載がありましたが、本町の令和8年度の予算編成上の重点事項をこの場で改めてお伺いします。

③令和8年度の小中学校給食費に国からの公立学校給食費負担軽減補助金のほかに、町として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して補助をするお考えだと資料とともに先日説明をいただきました。もう一度モニターをお願いいたします。ちょっと漢字が並びますが、給食費に関わる補助金・交付金、黒点で二つ書きました。公立学校給食費負担軽減補助金、これ令和8年度から給食費無償化なんていうように、いわゆる新聞、ニュース等で言われているものですが、給食を実施する公立の小学校が対象になるといったものでございます。また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これはもう既にあるもので活用の仕方は自治体ごとにそれぞれ水道料金に充てている自治体だったりとか、1人幾ら交付をするといった自治体だったりいろいろさまざまでございますが、現状の令和7年度、今年度ですね、小学校中学校それぞれ給食費が約5,900円、約6,600円といったところに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金から約1,100円ずつ充てていると。その結果、保護者負担額は約4,800円、小学校。中学校は約5,500円となりますと言ったのが今年度でございます。これは令和8年度、来年度につきましては、まず給食費が物価高騰の影響もあり、若干値上げをすると。小学校が6,100円、中学校が6,700円になりますよというところですが、国から公立学校給食費負担軽減補助金が交付をされるといったことで、こちらが約5,200円になります。そうすると6,100引く5,200で、差額は900円になりますが、大治町として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をこの900円に充てるといったことで保護者の負担額はゼロ円になります。これは小学生の保護者の負担額です。中学校につきましては、物価高騰対応の交付金を令和7年度から値上がりをした100円分増やしまして1,200円にしますと。その結果保護者負担額は令和7年度と同じ5,500円ですといった見通しが示されましたが、中学生に関してちょっと小さいですが、先ほど1問目のほうで質問しました部活動が地域クラブ活動になることによって家庭の費用負担は増えるわけです。ということを見ると、学校教育に係る家庭の費用負担、総額といったところでいくと増額となりますが、例えば仮に来年度、小学生

中学生それぞれ6,100円、6,700円になります。小学生については、国からいただけるので5,200円の補助金を充てます。物価高騰対応の交付金をもし仮に900円掛ける2,000人分そこに充てず、それは中学生のほうに充てると。人数が小学生は約2,000人町内に、中学生は約1,000人ですので、もし仮に同じ金額を中学生に充てると、1,800円分中学生のほうに物価高騰対応の交付金を増額をすることができると。そうしますと、小学生の家庭には申し訳ないですが900円負担をしていただく、その代わりに中学生は約3,700円に費用の負担を抑えることができる。そうなりますと地域クラブの参加費を合わせても、中学生の家庭の負担の総額、学校教育に係る負担の総額といったところで令和7年度とほぼ同額になるのではないかというように私は考えました。モニター一旦終わります。そういうように、国からの5,200円の補助金につきましては当然小学生に、小学生を持つ家庭に充てればよいと考えますが、大治町として地域クラブへの参加費で中学生を持つ多くの家庭で学校教育に対する負担額が増える中で、中学生の給食費を令和7年度と同額の負担とするのはなぜなのか。もちろん小学生も中学生も両方といったことができるのが一番望ましいのかもしれませんが、お金に限られる中で小学生、中学生ともに令和7年度より負担軽減となるような交付金配分ができるのではないかと思います。そうしない理由が何かあるのかお伺いいたします。

続きましてですね、続いては補助の総額の話に行きます。再度モニターをお願いをいたします。何度も済みません。総額ですね令和7年度、小学生2,000人に対して約1,100円、中学生1,000人に対して約1,100円と。もちろん細かいところの数字はありますが、およその数字で約330万円、小学校中学校の給食に対して物価高騰対応の交付金、これにつきましては大治町のトップとして町長の判断で議会に使い道の提案ができると認識をしておりますが、330万円補助をしていると。令和8年度は小学生2,000人に対して約900円、中学校約1,000人に対して1,200円、これ計算しますと総額は下がるわけでありましたが、大治町として交付金を活用した給食費への補助総額、子供たちが住みやすいまちづくりを推進されていると僕は考えませんが、町長にお伺いをします。こちらについてどのようにお考えでしょうか。モニターは大丈夫です。

⑤一般的に養育費、教育費ともに年齢が上がるにつれて増えていきます。食費も当然増えますし、中学校では制服で登校するといったこともございます。中学生になると塾に行く子も小学生より増えるのかと思います。私の知っている小学6年生は、通学、また練習試合等に備えて自転車を新たに購入したというようなことも言っておりました。中学生には小学生よりもお金がかかりますし、家庭の経済力の差で学力の差、さまざまな経験値の差が大きくなるといったことも残念ながら私は肌感覚として経験をしてきました。そこで予算編成方針に戻りますが、中学生の保護者の負担軽減に努めない交付金の活用の仕方は予算編成方針に掲げた大治町の住民ニーズを意識した編成になっているのかをお伺いいたします。

⑥令和8年度から中学生となる家庭の保護者からしたら、このタイミングで小学生でなくなり国から補助金の恩恵を受けられないことについては仕方がないことかと思いますが、せめて町として交付金を活用して家庭の負担を軽減してほしいというのが親の願いだと私は考えます。少なくとも令和8年度に中学校に入学をした子が卒業するまでの来年度から3年間、国からの交付金があることが前提、なくならない限りではございますが、家庭の負担増とならないよう交付金を活用して給食費の保護者負担額を最低でも据え置き、できれば引き下げる考えはあるのでしょうか。未来の話で仮定の話にはなりますが、ここは町のトップとして覚悟の問題かと考えます。お伺いします。以上、2問よろしくお願ひいたします。

○教育部長（水野泰博君）

はい。多々、御質問いただいております。1問目まず部活動の地域移行へのハード面の後押しを。

①地域クラブの詳細と運営に必要となる大まかな金額、参加者の負担額についての御質問でございます。本町の地域クラブの詳細につきましては、総合型地域スポーツクラブを運営主体としつつ制度移行期における安定的な運営を確保するため、町が雇用いたします会計年度任用職員の部活動地域移行支援コーディネーターを中心に事業を進めております。8月からの活動時間は土日のどちらかの曜日で原則月4回、1日3時間以内となります。地域クラブの指導者は土日の指導を希望し学校業務に支障がない等の条件を満たした教員が優先的に指導に当たります。教員以外の指導者につきましては町主催のスポーツ教室やスポーツ協会の講師等が指導に当たる予定でございます。運営に必要な経費といたしましては令和8年度については指導者への謝金、スポーツ安全保険の掛金、システム使用料や振込手数料といたしまして539万円を総合型地域スポーツクラブの予算で計上しております。参加者の負担額につきましては、保険料と事務費を含めた年会費が1,500円。参加費が1回500円で月4回分といたしまして、月額2,000円となります。収入につきましては合計362万7000円を見込んでおります。この収支の差額が176万3000円と出ますが、令和8年度当初予算では総合型地域スポーツクラブへの部活動地域移行実証事業委託料といたしまして当該176万3000円を予算計上し、財源といたしまして県が実施する補助制度の活用を予定しているところでございます。

次に、本町の地域クラブ活動に小学生や高校生は参加できるのかとの御質問ですが、中学校の部活動の地域展開につきましては国の方針を踏まえるとともに学校現場の意見も十分に伺いながら段階的に進めております。来年度の地域クラブ活動においては対象を中学生に限定して実施いたします。理由といたしましては、平日の部活動との連続性を確保する必要があること。また、大会等につきましては引き続き学校の部活動として参加することとしているためでございます。本町といたしましては生徒にとって無理のない活動環境を確保しつつ、持続可能な体制となるよう今後も取り組んでまいります。

次に、学校体育施設スポーツ開放において学校施設ごとに指定されている種目がさまざまなスポーツ活動を網羅していない現状だが、それをどのように考えるかとの御質問です。学校体育施設のスポーツ開放におきましては、学校教育に支障のない範囲で開放することを前提に、施設の構造や安全性、管理体制等を踏まえ、施設ごとに実施可能な種目を規則で定めております。また、種目ごとに必要となる備品につきましては、保管スペースの制約等の関係上、実施可能な種目を限定しているところでございます。なお現時点では特定の種目の追加や備品整備に関する要望は寄せられていないのが現状でございます。今後におきましても、施設の状況に応じた適切な運用に努めてまいります。

次に四つ目の御質問です。学校体育施設は誰がどう集約しているか、ほかに使いたい団体は使っているのかとの御質問です。学校体育施設のスポーツ開放に関しましては、各学校の利用予定をスポーツ課において集約いたしまして、学校教育での使用がない時間帯において予約と申請を受け付けております。仮予約の際に日時が重複した場合には抽せんとなり、必ずしも御希望どおりに利用できない場合もあるとは思いますが、利用案内時においてあらかじめその点は周知させていただいております。そのため、抽せんの結果により利用できない場合が生じ得ることについては利用者の皆様にも一定の御理解をいただいているものと認識しております。

続きまして、大治小学校の体育館のみ半面単位の開放で、広い小中学校運動場や中学校の柔剣道場が全面の単位で開放されているのはなぜかとの御質問です。大治小学校の体育館につきましては構造上、明確に区画された半面利用が可能ということで、同時利用においても安全に競技間の干渉が比較的少ないという観点から半面での開放を実施しております。一方、運動場は例えば野球とサッカーを同時に行うことはできず、また、サッカーでは1団体で2面を使用したいという場合もございますので、分割利用が難しい施設と考えております。柔剣道場につきましては駐車場の問題です。駐車場に限りがあり、複数団体の同時利用は安全面と周辺環境への影響も懸念される一因がございます。このような状況から運動場や柔剣道場は全面貸しとしての運用をいたしております。

次に、小中学校体育館で空調使用料を今後徴収していく場合、半面単位の開放で片方は空調を使用する、もう片方は空調を使用しない、そういった状況にどう対応するかとの御質問です。体育館及び柔剣道場の空調設備の設置に伴い、空調使用時の使用料につきまして、利用の公平性と受益者負担の観点から、今回新たに使用料を徴収する議案を提出させていただきました。半面貸しが可能な大治小学校体育館では、半面ごとの利用料金を設定いたしております。この運用につきましては、実は既にスポーツセンターにおいてメインアリーナで半面貸しをいたしております。空調使用料も半面で分離し、申し込みの際に空調を使用するか利用者に確認をするとともに、同時時間帯に利用される方同士で話し合ってくださいと運用を行っており、これまで大きな混乱や支障は生じていない現状がございます。このように大治小学校体育館につきましてもこうした実績を踏

まえ、申し込み時の確認や利用者間の調整により円滑な運営を行っていききたいというふうに考えております。

○総務部長（安井慎一君）

次に、2問目でございます。中学生の保護者負担に関する交付金の配分についての御質問でございます。

初めに一つ目としまして、予算編成方針を公表しない理由は何かとの御質問でございます。予算編成方針につきましては職員に向けた事務連絡として通知している文章であるため、現在町以外のところ、町外に対しての公表は行っていないというところがございます。しかしながら今年度、議員の皆様方にも公表したということもございます。今後におきましては、来年度以降について町政運営の透明性を確保する観点から、公表の検討をしていきたいというふうに考えております。

次に2問目でございます。令和8年度の予算編成上の重点項目を、事項を改めて問うとの御質問でございます。8年度予算編成における重点事項につきましては5つございました。その中でも第1に緊急行財政改革のさらなる推進となっております。令和7年6月に作成しました緊急行財政改革プラン、こちらに基づきまして現在予算を削減することとしております。また、行財政改革を進めながらも町民の皆様へのニーズを意識した上で事業効果を十分検討し、町民の皆様にとってより優先度の高い施策を展開できるよう予算編成をすることとしております。その他、年度途中におきまして安易な補正措置を講ずる必要がないよう年間予算の編成をすること、既存予算の総点検をすること、決算を意識した編成をすることといった事項を重点事項として挙げてございます。以上でございます。

○教育部長（水野泰博君）

それでは引き続き、町として小学生中学生ともに令和7年度より負担軽減となるように交付金を配分しない理由はどの御質問です。給食費につきましては物価高騰が続いており、令和8年度はさらなる値上げが必要な状況となりました。教育委員会といたしましては、今回の交付金の活用にあたり二つの思いがございました。一つ目は中学校の保護者負担を増やしたくないと。何とか抑えたいということで、何とか保護者負担を現状維持したいという思いから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用させていただけるように要望をさせていただきました。二つ目は小学校の給食費を無償化したいという思いでございます。小学校の給食費無償化につきましては、三党合意を踏まえ、令和5年度の給食費の実態調査をベースに、1月当たり5,200円と公立学校給食費負担軽減補助金の額が国から示されました。しかしながら、本町では5,200円をいただいてもなお900円の保護者負担が生じる状態でございます。何とか国の言う無償化を実現したいという思いで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用させてもらえるように要望をさせていただきました。これらの2つの要望が認められ、結果として中学校について

は物価高騰の交付金で1,200円を補助することで保護者の負担を軽減させ、小学校については国の補助金5,200円と物価高騰の交付金900円の補助により無償化を実現することで保護者負担を軽減させるという内容で令和8年度予算を計上することができました。続きまして4、5、6につきましては町長より御答弁申し上げます。

○町長（鈴木康友君）

以降につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、子供たちが住みやすいまちづくりを推進するのではなかったかという問いでございますけれども、まず、今回の交付金の活用につきましては、本町といたしまして限られた財源の中でより幅広い世帯を支援するという観点から、町民皆様方に6,000円を給付するという施策を実施することといたしております。実際に国からのいただいた交付金のほとんどをこちらの事業に予算計上しております。また、この給付に加え小中学校の給食費補助につきましては、昨年度並みの水準を確保していると考えております。よって小中学校の生徒への支援という観点につきましては、本町として最も重点的に予算を確保していると考えております。

続きまして、中学生の保護者負担の負担軽減に努めない交付金の活用の仕方については大治町住民のニーズを意識した編成となっているのかと問いをいただいておりますが、まず、池田議員の中学生がおみえの世帯への思いは十分理解できるものでございます。町内の各御家庭におかれましては、小中学生のいる世帯はもちろんですが、乳幼児のいる世帯、要介護者や障害のある方がおみえになる世帯、ひとり親世帯など、その状況やニーズは多岐にわたると認識しております。物価高騰の影響はこうした立場の違いにかかわらず、町民の皆様が広く受けているものだと考えております。よって、国からの交付金の趣旨を踏まえまして、特定の世代に集中するのではなく町民の皆様幅広く公平に給付することとしたいと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和8年度に中学校に入学した子が卒業するまでの3年間、国からの交付金が続く限り家庭の負担増とならないよう交付金活用をいたしまして、給食費の保護者負担額を最低でも据え置き、できれば下げることができないのかと御質問をいただいておりますが、中学校の給食費におきましても国のほうが抜本的に負担軽減を検討しているという情報もございますので、まずはそのときの状況というものを認識、確認をさせていただいた上で、その時点で判断をできればと考えております。以上でございます。

○1番（池田耕介君）

気付けば残りが12分になってしまったので頑張って進めます。まず最初の質問、地域クラブの金額上げていただきましたが、予算539万円。それから収入が362万7000円とありましたが、収入の362万7000円の根拠につきまして、地域クラブへの中学生の参加の人数、来年度何人を見込まれているのでしょうか、お伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

来年度の収入の積算根拠でございますが、こちらは総合型地域スポーツクラブの予算になりますが、令和7年度5月現在の1・2年生の部員数を基準といたしまして、その約6割となります234名を見込んでおります。以上です。

○1番（池田耕介君）

総合型地域スポーツクラブ委託先ですが、令和7年度今年度は地域クラブをサポートしていただける地元企業募集をして、サポーター企業名が入ったTシャツを練習で着用する練習着として、部活動地域連携サポーターというのを募集していたと記憶をしております。令和8年度、同様の事業実施をされるのか。またその場合、協賛金が当然入ってきますからその分、大治町から総合型地域スポーツクラブに委託をする委託料が減額になるのか、また、もしくはその分備品の更新などで地域クラブの練習の環境が充実をするのか、こういった形でしょうか、お伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

令和8年度におきましても賛助会員となつていただく企業を募集いたしまして、練習着となるサポーターTシャツの作成を予定しております。企業からの賛助金につきましてはサポーターTシャツの製作費や活動に必要な備品購入に充てることを基本としております。その上で地域クラブの参加者数が予定以上に増加した場合ですとか、企業からの賛助金の状況によりまして、地域クラブの参加費の引き下げに充てるのが可能となりましたら、結果として町からの総合型地域スポーツクラブへの委託料の減額にもつながる可能性があるものと考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

はい、そうですね、委託料が減になるというところでいっても参加人数が増えるといいいのかなというように考えておりますが、令和6年度、令和7年度と2年間、地域連携推進機関といった形で月1回ではありますが地域クラブとして活動を実施をしてきました。種目についてお伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

種目についての御質問でございます。令和6年度につきましては、野球・バレーボール・陸上・バスケットボールの4種類でございます。令和7年度につきましては、当該4種類4種目に加えまして、ハンドボール・卓球・ソフトテニス・サッカー・ソフトボール・吹奏楽の計10種目でございます。以上です。

○1番（池田耕介君）

来年度、令和8年度の本格実施、それらの種目の指導者は変わるのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

指導者の御質問でございます。来年度の地域クラブの指導者につきましては、基本的には今年度と同じ指導者での実施を考えております。しかしながら、地域クラブの指導を予定されていた教員の方の人事異動などもあることから、現時点で確定しているもの

ではございません。新年度で準備期間の中で調整を行いまして、順次確定してまいりたいと考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

指導者も同じということで、過去2年間それらの種目を先ほど挙げていただいた種目で地域クラブとして活動経験した卒業生の高校生が地域クラブに参加をするということにつきまして、参加者が増えて徴収できる参加費が増えることだけではなく、指導者をお手伝いできる人間が増えるということ。また、地域における異年齢の交流という観点からも望ましいのではないかと私は考えます。また小学生が参加をする場合、いわゆる中1ギャップの軽減につながるかもしれないということも踏まえ、学校現場についてはあくまで在校生を中心にして物事は当然考えますが、そういったさまざまなメリット、観点を学校現場に提示をして、今後協議をしていく考えはありますか。お伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

高校生や小学生の参加につきましては、種目によって可能な場合と難しい場合があることや、高校生については参加者としてなのか指導者としてなのか、そういった整理すべき課題もあると認識しております。そのため、来年度につきましてはまず土日の部活動を地域クラブへ展開することに重点を進めてまいります。高校生や小学生の参加につきましてはその状況を踏まえ、次の段階の課題として検討してまいりたいと考えております。今後におきましても学校現場の声や課題を踏まえながら、高校生や小学生の参加のあり方を含めて関係者と調整しつつ、丁寧に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

大治町につきましては中学校が一つということもありまして、他の市町村よりもこの地域連携、進んでいると認識をしておりますので、ぜひいい形で今後も進んでいくように検討等を進めていただけたらと思います。

続きまして学校体育施設スポーツ開放、先ほど述べましたが利用競技に「等」小学校の体育館は「等」という文字が入っておりましたが、運動場については入っていないと。この規定を厳格に適用するのであれば極めて用途が限られるかなと考えます。近年、ニュースポーツ、昔なかったスポーツなんかも増えてきておりますので、さまざまな使いたいけど使えないということが発生し得るのかなと考えますが、まず利用競技はどのように決まっているのかお伺いをします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

利用競技の種目に関しましては、学校体育施設スポーツ開放の実施規則の中で、学校体育施設スポーツ開放運営委員会というのがございます。そちらのほうで決めております。以上です。

○1番（池田耕介君）

運営委員会で決まっているということで、もし仮に追加だったり見直しをしてほしい場合は、受け先というか窓口はどこに申し出てどのような手順を踏めばいいのかお伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

種目の見直しに関しましては、利用者団体からまずスポーツ課に要望がございましたら、学校体育施設スポーツ開放運営委員会のほうで開催をいたしまして、協議させていただくといった手順になります。以上です。

○1番（池田耕介君）

わかりました。利用を希望される方もしあれば、議場にお見えの方であったりユーチューブで御覧の方であったり、また私の周りでそういった方がいればスポーツ課にというようにお伝えをしようと考えます。

続きまして学校の集約の問題ですね。使う場合の集約について先ほど述べていただきました。使う場合についてはいいですが、学校が押さえたいけれども使わなくなるといった場合、私の経験上取り消し、その日は使わないよっていうことを申請をした記憶がないんです。なので、これ実際に先日町内のある施設の前で学校が押さえたいけど使わなくなることがあるからそういったときに使えるようになったらいいなっておっしゃって見える町民の方がおましてそこから伺った声でございます。もちろん学校が本当に使う日時のみを抑えるのが一番望ましいことだとは考えますが、急遽、使わなくなる場合につきまして集約が可能かどうかお伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

学校体育施設のスポーツ開放につきましては、学校教育活動を最優先とする中で、あらかじめ学校と調整した空き時間を活用して実施を行っているということでございます。議員の御提案のように、大会や練習試合の変更などによりまして急遽施設が使用されなくなった場合の情報を随時集約して開放時間を増やしていくことにつきましては、学校との頻繁な確認ですとか日々の調整が必要となることから、運用面で一定の課題があると考えております。一方で、学校において当初予定していました施設利用が不要となることが事前にわかっている場合などには、スポーツ課へ提出する利用予定の段階で取り消していただくなど空き時間を生じさせないように、学校に働きかけをさせていただいてまいります。今後につきましても、学校との連携を図りながら施設の有効活動に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

このケースはスポーツ課から聞くっていうのは現実的ではないのかなと。使わなくなることがあるかないかわからないのに、都度都度聞くっていうのも現実的ではないかなと思いますので、最低限学校のほうに伝えていただけるといいのかな。年度が変わって顧問の先生が変わるといったこともありますので使う場合押さえたい、使わなくなったら

教えてねっというのをぜひ伝えていただきたいなというように考えます。

それから活動場所の問題につきまして、野球とサッカーも中学生は同時に部活動として利用しておりますが、もちろん運動場の広さにもよります。隣に球が飛んでいかないであったり、安全面の配慮は当然しながらもし仮に先ほどありましたが2面使用するといった場合に半面ごとで開放しているけど、広く使う必要がある場合は2面とも押さえる、必要がなければ他団体が隣を使えるといった運用ができれば、施設が限られる大治町でより多くの団体が柔軟に使えるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

議員の御提案のように、必要に応じて2面予約してあいてる面を他団体が利用するといった運用もより多くの団体が利用できるの考え方もあると認識はしております。一方で運動場につきましては、先ほど述べましたがサッカーと野球など種目によって必要とするスペースや安全確保の方法が異なるほか、同時利用の団体が増えることによる駐車場の混雑や利用調整の複雑化といった課題もございます。こうした点を踏まえまして現時点では安全面や円滑な施設運営を優先し、全面貸しを基本とした運用としているところでございます。今後につきましては、利用者の利便性とともな施設管理や予約調整の事務が過度に煩雑にならないよう、効率的な運用のあり方についても調査研究してまいります。以上です。

○1番（池田耕介君）

駐車場の話がありましたので中学校の駐車場についてお伺いしますが、現状柔剣道場の駐車場利用されている方が多いかなと考えますが、他の駐車場さまざま中学校についてはありますので、例えば西門から入る運動場の西側の職員駐車場ですとか、学校の東側に幼稚園の隣に特別棟がありますのでそこにも駐車場があります。そういったさまざまな駐車場を活用することで駐車可能な台数が増えるのではないかと考えますし、また、団体によっては保護者が送迎のみをして車をとめておかないといった団体だったり、子供が自転車自分でやってくるといった団体もあるかと思いますが、学校側と使える駐車場の協議などを今後していく考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

中学校の駐車場につきましては、現在、土日も含め教職員用の駐車場として位置づけられておまして、学校開放においても利用者の駐車は認めていないといった運用となっております。御提案のありました中学校西側の駐車場や特別棟の駐車場を活用することで駐車可能台数の増加、また保護者の送迎のみの車をとめて置かない団体や生徒や自転車で来校する団体もあるのではないかと御指摘につきましては、こちらも一つの考え方であるとは認識はしてございます。一方、学校開放はあくまで学校教育活動の最優先とする中で実施しているものでございまして、学校運営や教育環境に支障が生じないことが前提となります。また、現状では各団体の来校手段を事務手続きの中で把握する

仕組みがなく、どの団体が送迎のみであるのか、あるいは自転車で来校するのかを事前に整理することが難しく、運用によっては施設管理や予約調整の事務が煩雑になることも想定されます。こうしたことを踏まえまして、現時点では現在の運用としておりますが、今後につきましては学校に支障がないことを前提として必要に応じて学校側と協議をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（若山照洋君）

池田議員、どうぞ。残り4分です。

○1番（池田耕介君）

時間が迫ってまいりました。空調については私がちょっと心配をただけなので現状スポーツセンターで問題が起きてないということであればいいかと思います。

大きなタイミング、今後スポーツ活動盛んになっていくいい機会かと思っておりますので、ぜひこの機にさまざま調整協議等していただけたらと考えます。

続きまして、給食費のほうですが、予算編成方針につきましては意外とすんなり今後の公表を検討していただけるということなのでこれは大丈夫です。予算編成上の重要事項、重点事項につきまして、町民のニーズを意識をして、より優先度の高い施策をとということでしたが、町民のニーズが高く、大治町民により優先度が高い施策につきまして現状で何だと考えているのか、町長お伺いします。

○町長（鈴木康友君）

先ほど御質問いただいております交付金の考え方とは別にいたしまして、本町の予算の考え方ということでお答えをさせていただきます。まずは歳入歳出ですね。うちのお金が入ってくるものと、かかる経費、予算というものを釣り合わせるそういった予算編成にしていくこと、歳入規模に見合った予算編成をしていくことが最重要事項だと考え、本年度も予算編成を行っております。その中でも特に優先度が高い施策につきましては福祉と教育だと認識しております。ただ、どうしても予算額が減っている、そういったことにつきましては、物価高騰や人件費の上昇、そしてさまざまな負担増がございます。サービスの水準を維持することが、もう自治体においては大変困難な時代となっております。町民の皆様の負担をできるだけ抑えつつ、そして全体のバランスを見ながら予算編成を行うように自分としては努めております。先ほども申し上げましたが、その中でも福祉事業、教育、こちら学校教育については重きを置いていると考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

長く大治町が続いてもらわないと困るわけですから、入と出のバランスもしっかり見て考えていただきたいなというように思います。交付金の小学校・中学校ともに負担軽減となるように交付金をとお伺いしました。中学生の保護者負担を増やしたくないと。それから、小学校の給食費を何とか無償化したいと、二つ思いを語っていただきました。

限られた財源の中で思いについては理解をしますが、大治中学校に通う中学生の保護者負担につきまして、給食費としては現状維持であっても地域クラブの参加費が増えているということですので保護者負担は増えていると私は考えますが、これ小学生については来年度何か学校教育に係る保護者負担増えるのでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

小学生のほうは何か増えるのかという御質問ですが、中学校の地域クラブへの参加のように教育委員会として把握している負担増というものはございません。以上です。

○1番（池田耕介君）

はい、小学生は増えないといったことであれば、もちろん小学生の保護者に900円御負担いただくことをお願いしてでもです。ね大治町の現状、来年度から地域クラブ、特に本格実施の初年度でありますからそちらを推進をしていくという上でも、中学生の学校教育全般で考えたときに負担を令和7年度と同等に抑えるような交付金の配分の考えもあるのだと思いますが、地域クラブが来年度始まるっていうところを考慮されたのか、されてないのかお伺いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議員のおっしゃいますように休日の地域連携のほうで負担が増える家庭もあるということは認識しております。しかしながら、今回の交付金の活用に関しましては、最初の答弁でも述べさせていただきましたが、来年度の中学校の負担を増やしたくない。また、小学校についてはできれば無償化したいという思いで検討を行ってまいりました。またそのあたり御理解のほどよろしくお伺いいたします。以上です。

○1番（池田耕介君）

はい、給食費の負担と考えるか、負担全体と捉えるかでここはどこまでいっても平行線かと思しますので、次に行きます。

交付金の先ほど⑤の質問ですかね、さまざまな世帯を町長から上げていただきましたが、子供が私立の小中学校に通っている世帯という立場もあるかと私は考えます。国からの公立学校給食費負担軽減補助金につきましては、公立学校の学校給食に係る食材費を支援するという制度であり、文部科学省が出しているQアンドAも見ましたが、国立、私立の小中学校に通う児童は本事業の支援対象外と明記をされていますが、物価高騰対応重点支援の交付税につきまして、広く公平に私立の小中学校に通う家庭にも給付されるのかお伺いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

交付金のほうが私立公立、関係なく出るのかというところでございますが、今回の交付金の活用につきましては、大治町立小中学校の設置者である大治町として町内の小中学校に児童生徒を通学させている保護者の負担を軽減するために、町内の小中学校に対して補助を行うという形で行わせていただいておりますので、私立の小中学校に児童生

徒を通わせている保護者、私立の小中学校につきましては対象となりません。以上です。

○1番（池田耕介君）

児童手当支給の口座の情報、それから町内小中学校の在籍状況を照らし合わせれば、制度上私立の小中学校に通っている世帯を割り出すことはできないかなと考えますが、これ制度上無理なものなのでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

これまで町で行ってまいりました給食費補助については、保護者への直接の給付ではなく学校に対する補助という形で行っております。給食実施に必要な経費を補助することにより保護者負担の軽減を図るという方法で行っておりますので、現行の制度上ではできませんが、他団体の取り組み等また調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

はい。先ほど町長からありました6,000円のギフトカードは、全員別にお金がないにかかわらず配布されるわけですから、私立を選んだ選ばない、公立を選んだにかかわらず配布できる形をぜひ考えていただきたいなというように思います。終わります。

○議長（若山照洋君）

答弁だけもらいますか。

○1番（池田耕介君）

以上で終わらせていただきます。答弁はいらないです。もう、はい。大丈夫です。終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

1番池田耕介議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時10分 休憩

午後0時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番林 哲秀議員の一般質問を許します。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。議長のお許しが出ましたので、2問質問したいと思います。

○議長（若山照洋君）

哲秀議員、質問をお願いします。

○12番（林 哲秀君）

先週の金曜日6日の日に中学校で卒業式がありました。非常に答辞の中で代表の方が先生に対する尊敬だとか感謝の念ですばらしい答辞を述べられました。そのことをちょっと聞きながら、今から質問するのは大変心苦しいんですが、質問させていただきたいと思います。

まず1、安心・安全な学校のための施策は。1、学校教職員のわいせつな行為など不祥事が全国的に報告されている。今までに町内の小中学校でそのような事例はあったのか。

2、全国の事例を踏まえ、どのような対策を行っているのか。

3、小中学校以外について聞く。幼稚園、保育園、認定こども園などや放課後児童クラブ、また民間事業者が実施している事業などではどのような施策をとっているのか。これが1問目でございます。

2問目が今継続しております円楽寺地区の緊急農地防災事業の進捗状況を聞く。

1、ポンプ設置完了の予定が令和10年度から11年度までに延びたと聞いている。また、工事費も予定より大幅に増えている。その原因はそれぞれ何なのか。

2、工事期間延長について近隣住民への説明は行ったのか。行っていないのなら、行う予定はあるのか。

3、最終的に終了する予定は令和13年度のままだが、このままで大丈夫か。また、その点に関して近隣住民への説明はどうしているか。この2問でお願いします。

○教育長（梶浦寿男君）

安心・安全な学校のための施策はという質問をいただきました。まず、学校教職員のわいせつ行為などの不祥事が全国的に報告されている。今までに町内の小中学校でそのような事例はあったのかとの御質問ですが、各学校の不祥事については学校から報告が上がってくる流れとなっております。わいせつ行為に関するものは過去10年間確認されておりません。

次に、全国の事例を踏まえどのような対策を行っているのかとの御質問ですが、令和7年7月に発出された県教育委員会からの通知にのっとり、次の五つの取り組みを行いました。一つ目は、県教育長からのメッセージを全教職員に紹介し、教職員に対する信頼が損なわれてしまった危機感や、教職員一人一人の誠実で地道な取り組みが信頼を回復する道となることを共有をしました。二つ目は「自校児童生徒への盗撮行為・わいせつ行為撲滅のためのガイドライン」を参考に、全教職員に対し、特に盗撮行為・わいせつ行為防止に向けた指導を徹底をいたしました。三つ目は「児童生徒の安全と安心を守るためのチェックリスト」を参考に、全教職員で自己チェックに取り組みました。四つ

目は「児童生徒の安全確保に向けた学校の取り組みについて」を保護者に発出するとともに、児童生徒にも学校の取り組みを周知し、悩みや不安をスクールカウンセラーに相談できることや校内での異変に気づいた際は教員に報告することを確認をしました。五つ目は、盗撮等の心配がないように、教室やトイレ、更衣室等の点検を行いました。ガイドラインやチェックリスト、保護者文書の内容としましては、個人で所有するスマートフォン等による撮影は原則禁止していること。児童生徒の画像や映像は校内で厳重に管理し、無断持ち出しを禁止していること。個別面談は密室を避けること等となっております。点検につきましては毎月行っている「安全点検」を強化し、カメラ等の不審物がないかを認識するほか、不審物の隠し場所となり得る荷物等の放置防止にも努めております。また、校長・教頭会や教育委員・校長連絡協議会の際には不祥事防止について徹底するよう指示をするほか、引き続きリスクへの自覚を高められるよう教員研修の資料を紹介しております。以上でございます。

○福祉部長（大西英樹君）

続きまして、幼稚園、保育園などの民間事業者が実施している事業についての御質問でございます。保育所等では運営規程や事故対応マニュアルなどを作成して活用することで、安心・安全な保育に努めております。令和7年10月からは保育所等の職員による虐待に関する通報義務の仕組みが設けられ、虐待を受けたと思われる児童を発見した者には通報義務があり、通告を受けた所管行政庁においては事実確認等の措置を講じることとされているところでございます。また、令和8年12月施行のこども性暴力防止法により、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従業者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務づけられ、性暴力を防ぐ取り組みを行うことが必要となります。町の対応としましては、保育所等また放課後児童クラブ等には愛知県または町が主体となって監査を実施し、これらの事実確認を行い必要な指導を行っております。さらにチェックリスト等を活用し、定期的に振り返りをする機会を設けるよう指導しているところでございます。今後も子供や保護者が安心して保育所等を利用できるよう引き続き指導を徹底してまいります。以上でございます。

○建設部長（三輪恒裕君）

2問目でございます。円楽寺地区の緊急農地防災事業について幾つか御質問いただいております。排水機場の更新についてでございますが、まず工事期間の延長、工事費の増額の原因はとの御質問でございます。愛知県に確認しましたところ、工事期間につきましては、施工場所が民家に囲まれ進入路が制限されていることから、作業スペースが限られることは想定しておったんですけれども、既設排水機場の稼働を確保する必要から想定以上に作業が制限され作業効率が悪かったこと。また振動の少ない工法を選ばざるを得なかったため延長されているとのことでした。工事費につきましては人件費や資材の高騰、工事期間の延長が影響しているとのことでした。

2点目の工事期間の延長について近隣住民への説明はとの御質問でございます。令和7年度末までに実施設計を行うとのことですので、相談しながら調整していくとのことでございます。

最後の、終了は令和13年度で大丈夫かとの御質問、その点に関しての近隣住民への説明はとの御質問でございます。最終的な工期につきましても県に確認し、必要に応じ近隣住民などへ説明を検討してまいります。以上でございます。

○12番（林 哲秀君）

第1問目に関しまして、2月26日に名古屋地裁のほうで公判がありまして、非常に検察庁の方も盗撮事件は犯行は卑劣で悪質というような見出しで新聞で載っておりました。非常に私もそう思います。なぜこんなようなことをさ、やらないかんとすることは、非常に大治町も先ほど前議員が言いましたように児童数も多いし教員の人数も多いということで、非常に把握は難しいかと思えます。それで三つほど聞きたいんですけど、四つ目の保護者の発信するというのをされてみえたと思うんですけど、書いてあるんですけど、これは文書でやられたのかメールでやられたのか、両方ともやっているのか、いつ頃やられたのかちょっとお聞きしたいと思えますけど。

○学校教育課長（太田悦寛君）

保護者宛ての文書でございますが、本年、令和7年の7月に保護者宛て文書、発出しております。紙で配っております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

これに関しましては、教育委員から来た文書だとか、国からの指針というのが多分配られていると思えます。その認識でよろしいですかね。

○学校教育課長（太田悦寛君）

先ほど答弁で申し上げたとおり、愛知県教育委員会のほうから出ている指針等を参考にやっております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

それともう一つ、ガイドラインやチェックリスト、保護者文書などがあるんですけども、教員に対する指導に関しましては専門家がやられたのか、独自でやられたのかちょっとお伺いしたいんですけど。指導を徹底しましたとあるんですけど、二つ目に。専門家が指導したのか、教員同士でやったのか。また校長がやったのかという、ここら辺ちょっと詳しく伺いたいんですけど。

○学校教育課長（太田悦寛君）

指導につきましては教育委員会から学校のほうに話をさせていただきまして、校内で各教員に対してお話をさせていただいているという流れでございます。以上です。

○12番（林 哲秀君）

その際に全員集めてやられたのか、授業があつたり放課後のいろいろあるものですか

ら個々に分散してやられたのか。もうそれで徹底できたのかどうか。確認をとってみえるんですかね。

○学校教育課長（太田悦寛君）

各学校内でどのような形で場を持ったかということについては、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。

○12番（林 哲秀君）

把握をしてないということは、やられましたよと事なかれ主義のような意見を言っただけでも、確認はとっていないのこういうことは、電話できるだろうし、出向きやいいことだけでも。そこら辺が僕ね非常にね危ういの。やりました、言いましたというようなね発言は誰でもできるの。その結果を聞くということじゃなくて、やりましたよという報告を受けているのか受けていないのかそこが僕は問題だと思いますがどうですか。

○教育長（梶浦寿男君）

報告の義務がございますので、8月20日に先ほど申し上げた五つの取り組みについて、全ての学校で実施済みという形で報告を上がってきましたので報告させていただいております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

だから、そういう意味で報告が上がっていますとだけ言っていただければこんな質問することないもんですから、そこら辺の答弁があやふやだと言いませんけども、もう少し全体を考えてね答弁していただきたいというのが私のあれです。

それともう一つ、あと二つ聞きたいんですけども、学校に防犯カメラついていると思いますけども、この際いろいろ新聞読んでもいろんなところでつけられたということもありますけど、現状更衣室だとかそういうのを入り口につけたという事例はあるのか。大治町として今後やりたいのか。現状幾つの防犯カメラがどこについておるか。各小学校3つと中学校1つで、現状言ってください。

○学校教育課長（太田悦寛君）

今、現在学校に設置してある防犯カメラですが、各小中学校とも、校門に向けて設置してあるカメラが各校3つずつついております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

今後こういうことがあったもんですから増やしていくとか、ここにやりたいというような検討はしてみえるかどうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

校舎内につきましては、設置箇所とプライバシーの配慮というところもありまして、気をつけなければならないこともありますので、今後検討する際には気をつけてやっていきたいと思っております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

それと生徒に対するスマートフォンは持ち込み禁止だとなっていると思いますが、いろんな今のスマートフォンっちゅうのは非常に機能が多いもんですから子供にとって必要な部分があると思う。修学旅行を行ったり、研修行ったり、野外活動したときに撮りたいという部分があると思うんですけど、そういうことも禁止なのか。ある程度、このスマートフォンならやってもいいですよというような子供たちの残せるようなものの形で現状進んでいるのか。そこら辺のところは修学旅行なんかは特に子供たちと撮りたいと思いますが、それも禁止なんですかね。

○学校教育課長（太田悦寛君）

修学旅行の際には学校のほうでスマートフォンを借りて、子供たちに持たせて連絡を行ったり、写真を撮ったりしているというふうに聞いております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

聞いておるといことなんですけども、現実には先生たちはもちろんスマートフォンを持っていかれるし、各自ばらばらに生徒動かすわけですから必要だと思いますけども、その体制の中でそういうことが起きたり、よそのをとったりということは、各グループが幾つかあるかしれんですが、その分の携帯なんか用意してみえるんですかね。ごめんなさい、スマホなんかは。

○学校教育課長（太田悦寛君）

そういうグループ単位で用意していると聞いております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

そうすれば安心・安全というか、親のほうもそう思われると思いますけども、全く禁止されちゃうという部分は気の毒だと思いますけども、チェックをできる体制が整っていると思いますけども、今もうスマホなしじゃよらないような世界になって、校外に出るときは非常に必要なもんですから、そこら辺は生徒たちとの話し合いをして、ある程度僕はいいような気もしますけども、そういう生徒たちにどこでどういうふうに必要なんだというような意見もやっぱ聞いてみえるんですかね。

○議長（若山照洋君）

林議員、ちょっといいですか。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時31分 休憩

午後0時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長どうぞ。

○教育部長（水野泰博君）

大きな全国的なニュース、以前はちょっとその辺は甘かったかもしれませんが、その後につきましては、基本原則、中学校が持っているデジカメでまず対応、写真はですね、していただくと。それで、やっぱり修学旅行とか校外学習とか行ったときにデジカメも足りないというようなことがあるので、先生のスマホを使う場合には校長に申し出てその許可を得てから持っていただくというような形になっています。子供については原則はもう禁止とさせていただきます。今後、社会情勢で変わってくるかもしれませんが、今のところ持ち込みは禁止ということで統一をさせていただきます。以上です。

○12番（林 哲秀君）

そこまで徹底してみえればいいと思いますけども、非常にいけない世界だし、あんまり禁止してもいかなんという部分が個人的に思っているんですけども、悪用されてもいかなんという部分があるんです。それと、少し学校の先生たちもこの毎月行っている点検を強化したいとあるんですけども不審物がないかと。これは決められた先生がやってみえるのか、指導部があるじゃないですか学校へ行くと。そういう人たちがやってみえるのか、当番制でやってみえるのか、ここら辺ちょっと聞きたいんですけども。

○教育長（梶浦寿男君）

毎月の安全点検という形で各施設というか教室だとか管理者が決まっていますので、そのものがある期間の中でチェック項目に従って安全点検をやっています。ですから全職員がチェックをするという役割も担っています。以上です。

○12番（林 哲秀君）

いろいろとお聞きしたんですけども、あつてはならないことですので、非常に問題だと思います。それで最後にね、この件でちょっと教育長にお伺いしたいんですけど、今教師のことをやっとなんですけども、子供たちにもこういうことをやったら犯罪だよと、SNSに自分たち撮って送ったら犯罪だよ子供のあれやったら犯罪だよっていうその意識づけちゅうのを、先生たちも子供に対してやってみえるんですかね。

○教育長（梶浦寿男君）

SNSの使い方とネットのいわゆるマイナス面については、外部から講師を雇ったりだとかさまざまな部分で子供たちに指導をしています。ですから子供の注意喚起の部分も学校では取り組んでいます。全体的にやはり教育は愛だと思っています。児童生徒を教職員が信頼し、教職員を管理職が信頼をする。それが議員がおっしゃられた、あの愛のある卒業式を生んでいるのではないかなというふうに思います。ただ、それだけではものはなくなりませんので、不祥事はなくなりませんので、子供たちへの指導及び教職員の指導は我々が、そんな形で日々行っております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

答弁ありがとうございました。私もこんなような質問を余りしたくないんですけども余りにも多くて、こんなことあるんだというふうな認識が皆さん全国皆さんの父兄の方にも一般の方にもやっぱ新聞読まれたりされたと思いますので、ぜひ、町内のことに關して今話をしとるんですけども、全体的になくなれば良いと思っておりますので、御努力に感謝して今後ともよろしくお願ひします。

それと円樂寺の件なんですけども、現状この時点で幾ら上振れしとるんですかね。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

令和7年度末で全体の実施計画を行うということで、工事費、工期を詰めていくというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

○12番（林 哲秀君）

だから幾ら上振れしとるんですかね、15億から始まって現状、聞いてみえません。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

昨年お答えさせていただきましたが21億6200万円というふうに現状では聞いてございます。以上です。

○12番（林 哲秀君）

私の資料では一応22億と上がってきます。それで、まだ試算でございますけども県の最終的には25億ということで上がってきていますけど、こういう数字というのは把握してみえませんか。ちょっとお願ひします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

愛知県のほうとも連絡を密にとってございますが、未確定、それから非公開ということでまだあくまで予定という情報を私どもは受け取っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○12番（林 哲秀君）

さすがに最近皆さんが、もう7年、最初は7年だったもんですから、いつになるんだいつになるんだ質問があるもんですから僕なりには答えておるんですけども、実は11年の半ばには一応ポンプを稼働したいということで報告を受けておりますけども、その時点で、そのあと残土処理だとかいろいろ旧舎の改築だいろいろあるってことで13年までということで聞いておりますけども、この線で大体担当者としては、しょうがないなというふうに把握してみますか、どうですかね。それと先ほど部長が言われたように、非常に工事がやりにくいと思ひますわ。冬場でも乾燥注意報が出て西風が吹くと福田川路肩をかなりトラック走りますので散水をしながら荷物運んでいる。うん。なかなか大きな道がないもんですから、なかなか細かくして資材を運んでみえますので非常に私は苦勞してみえると思ひますけども、この点も含めて町内にはどのような、町内というか私らの地区にはどのような報告をさせていただけるのか。周知していただけるのか、そ

こでちょっと、詳しいことはわかっておれば教えてください。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

工期のことにつきましては、先ほど申し上げたとおり未確定、それから非公開ということで県のほうから受け承っておりますので、ここでの詳細につきましては答弁差し控えさせていただきますかと思えます。

それから地元への説明なんですけど、こちらも愛知県のほうと相談させていただいて、現状では変更等ございましたら通行止めなどは回覧で、それから現在ホームページにも掲載をしておるところでございます。よろしく願いいたします。

○12番（林 哲秀君）

確かにね、県がやってくれている仕事であるし、県の工事に関しては責任をとると思えますけども、実際には大治町のためにやっていただいておりますので、もう少しねその未公開だから発表しないとか、そうじゃなくて近隣の方たちにはもう少し細かくやってあげたほうがいいと思えますよ。うん。なんにもこれ秘密にすることじゃないじゃないですか。僕その考え方よくわからんのですが、僕はつきりこう資料いただいておりますから、見せやしないけど話をしていますので、もう少しなんていうんですかね、身近に考えていただきたいと思えますけどそこら辺の認識はどうですかね、部長。

○議長（若山照洋君）

建設部長どうぞ。

○建設部長（三輪恒裕君）

議員のおっしゃるとおり地元には大変御迷惑をおかけしておりますが、大変重要な事業でございますので、何か事あるごとに必要に応じて、地元には御説明をさせていただきますと考えております。

○12番（林 哲秀君）

大変長い期間になりましたけども一応11年度中には、ポンプが稼働できるというような報告をいただいております。まだまだこれからもね工事の延長があるかもしれないし、一応最終的にはもう25億というのを報告いただいておりますけど、県の資料として。上振れするかもしれませんが、とりあえず今言ったように、大治町はもう半世紀にとかも1世紀に一度ぐらいの工事だから、ここは、やっぱ町としても県がやってるんだからというような他人行儀じゃなくて、もっともっと私が身近に感じて、町民の方なり、行政の方なりの報告をしていただきたいと思えます。以上終わります。

○議長（若山照洋君）

12番林 哲秀議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時44分 休憩

午後1時45分 再開



○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番林 健児議員の一般質問を許します。

10番林 健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

10番林 健児です。議長のお許しをいただきましたので、私の質問に入りたいと思います。今回は三つの件について質問をしていきたいと思ひます。

一つ目は、現在プロ野球中日ドラゴンズは昨年11月にナゴヤ球場から2軍の施設の移転をする方針を決め、寮や練習グラウンドなどを含めた新たな拠点について今年公募が行われる予定と聞いております。プロ野球球団の施設誘致は地域の知名度向上、交流人口の増加、地域経済の活性化、さらには子供たちの夢やスポーツ振興にも大きな効果をもたらすものだと思ひています。実際に全国各地でプロスポーツチームの施設誘致が進められており、地域ブランドの向上や観光誘客の成功例も多く見られています。そこで提案ではありますが、本町としてもこの中日ドラゴンズ2軍施設の公募に対して、誘致の立候補をしていただきたいと思ひています。本町は名古屋市に隣接し交通アクセスにも恵まれており、また地域のスポーツ振興や町の活性化という観点からも、こうした大型スポーツ施設の誘致は大きな意義があるものだと思ひております。特にプロ野球球団の練習施設が町内に整備されれば、地域住民がプロスポーツを身近に感じられる環境づくりやスポーツを通じた青少年育成、さらには地域のにぎわい創出にもつながります。また、ファンや関係者の来訪による交流人口の増加は飲食業や宿泊業など地域経済への波及効果も期待できるものだと思ひております。そこで町長にお尋ねいたします。本町としてドラゴンズの誘致について前向きに調査・研究する考えはあるのか。

次に、2問目は9月、12月の議会の答弁で、一般会計からの繰り入れをしないと答弁していたが、その後どうなったのかということで国保の運営をどのようにしていくかということをお聞きいたします。

3問目は、たび重なる事務手続きのミスについて管理体制はどうなっているのか。昨年5月に国への交付金の申請報告に間違いがあり、660万もらい損ねるといふ重大なミスがありました。そこで町は事務工程表やチェックリスト、チェックシートをつくり、今後の再発防止に努めるとお話をいただきました。が、そこから次々と事務手続きのミスがとまらないような事態となっています。この件を町長はどのように考えておられるのかお聞きします。以上で、初回の質問を終わります。

○町長（鈴木康友君）

大きく設問三つ御質問をいただきました。一つずつ回答を、答弁をさせていただきます。

まず初めに中日ドラゴンズ2軍施設の誘致につきましてでございます。議員おっしゃられるとおり、もし誘致が成功した暁には交流人口の増加や、地域経済への波及、さらには本町の知名度向上など、本当に多面的な効果が期待できる夢のある魅力的な取り組みであると認識しております。とりわけ、年間を通じた安定的な人の流れや人の流れの創出であったり、子供たちがプロスポーツに触れるそのような環境づくりにおきましては、本町の将来にとっても大変意義のある要素であると考えております。実際に一方で、施設整備や維持管理、また交通対策など整理すべき課題もあると認識しておりますので2026年度前半ですね、公表される予定の移転先公募の募集条件、こういったものをきちんと確認をいたしまして、効果・課題双方を丁寧に検証しながら、本町にとって魅力的な計画でありますので、前向きに最適な形を模索していきたいと考えております。一つ目については以上でございます。

二つ目、国民健康保険の運営についてということで、特に自分ですね、私のほうが9月議会、12月議会、答弁の件に関しまして、国民健康保険の運営について、特に9月議会におきましては繰り入れをしないという発言をしたということについての答弁でございます。まず、就任当初におきましては一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れをしない予算を入れないという考え方を示しておりました。3月議会、今回の議会ですね、に上程しております当初予算案のとおり、財政運営が非常に厳しい見通しでございました。就任直後の時点では財源の確保のめどが立っておりませんでした。よって繰り入れ、つまり国民健康保険特別会計へ一般会計のほうから財政出動を行わずに保険税の大幅な引き上げを実施して検討することが必要であった状況でございました。そのため、私のほうが9月議会において就任直後、繰り入れをする考えはないと発言をいたしました。しかしながら、緊急行財政改革プランの成果でしたりとか、当初予算編成において財政の見通し、財源の見通しが立ってまいりましたので、担当部局や財政部局と打ち合わせを密に重ねて、被保険者の負担を鑑みて、本議会で上程いたしました段階的な保険税の引き上げとしていく国民健康保険、国保運営の計画といたしました。9月議会での発言につきましては、就任直後でございます説明が不足していたり、発信の意図が不明瞭であったことについては、おわびを申し上げます。今後の国民健康保険税の改定方針につきましては、担当部局のほうから説明を申し上げます。以上でございます。

○福祉部長（大西英樹君）

私のほうから答弁させていただきます。国民健康保険税の改定方針につきましては、本町の国民健康保険税の税率と県より示される、提示される標準税率までは大きく乖離が生じております。一度での標準税率までの改定ということは被保険者の皆様の急激な負担となるということで、先ほど町長の答弁申し上げましたとおり、段階的に改定して

いく必要があるだろうという結論に至りました。したがって依然続く物価高騰の社会情勢を考慮しますと、一般会計からの繰り入れについては緊急行財政改革プランに基づき、財務部局とも調整しながら財源の確保が可能な限りは継続していく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○町長（鈴木康友君）

三つ目の御質問でございます。まず、質問への答弁に先立ちまして、このたびの件につきまして私のほうから深くおわびを申し上げます。複数案件におきまして町の対応に不備がございました。また、事務的誤りが立て続いてしまったこと、こちらにつきましては非常に重い事態だと受け止めております。関係する皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたこと、また、町民の皆様の信頼を損ねてしまったことに関しまして、町長として深くおわびを申し上げます。今後このような事態が起こらないよう再発防止策を徹底してまいります。まずは原因追求、確認をいたしまして、このような流れとさせていただきますので、以降につきましては総務部長より答弁を申し上げます。

○総務部長（安井慎一君）

管理体制についてでございます。昨年5月、国の交付金の報告誤りの事案発生後におきまして組織全体での事務処理の適正化の徹底及び再発防止に向け、全職員に対し文章等において取扱いについて通知を送りました。しかしながら、さらなる事務処理誤りの事案が起きたことにつきましては、町民の皆様の信頼を損なう結果となりました。今回の事案を踏まえまして、適切な事務処理の徹底を図るため、改めて各事務の工程表やチェックシートを作成するなど、事務の過程を可視化するとともに、複数の職員による確認を再度徹底してまいりたいと思います。今後このような事案が起きることがないように組織として誤りを未然に防ぐ仕組みづくりを強化し、再発防止に努めてまいります。今回ですれ複数の誤りがございました。これを踏まえまして今議会中、順次、改正に向けて改めた取り組みに向けてですね、各課で議論してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○10番（林 健児君）

はい、ありがとうございました。今ただいま町長の答弁で前向きに検討するということでお返事をいただきました。これ、中日ドラゴンズ、本当に私も子供の頃からずっと見ていますが、私も野球やっている一員として本当中日ドラゴンズが本当大好きなんです。この名古屋の人たち、そしてこの大治町の人たちも含めて、中日ドラゴンズ大好きなんです。この中日ドラゴンズが2軍の練習場を移転するんだと。これ本当数十年に1回か100年に1回あるのかないのかどうなのかというような大きなプロジェクト。まず9月の議会で町長の所信表明を聞いたときに、大きな目玉ないやないかということをお話しさせていただきました。これ本当に大きな目玉になる。そしてもっと大きい町とこの町民が結束できる事案だというふうに考えています。今、前向きに検討していくとい

うことを言われましたが、検討していく具体的な内容、そして手を挙げるのは今期前半ということで4月以降になるとは思うんですけど、どういったことを検討してどういったことを研究して、誰が責任を持ってやっていくのかそこを教えてくださいたいと思います。

○町長（鈴木康友君）

議員おっしゃられるとおり、本当に大きな大変ロマンのある大きな計画だと思っております。現在では各市町村、幾つもの自治体が検討をしていたり、名乗りを上げているということは認識しておりますし、近隣の自治体の議会でもこの件について触れられております。現在におきましてはまだ詳細な条件がわからないところでございます。例えば用地につきましては6万平方メートル以上が必要であるでしたりとか、バンテリンドームから車で1時間以内でありますとか、公共交通機関でのアクセスが可能であることなど条件については大枠のものをいただいておりますが、その他の詳細につきましてはやはり公募の内容を確認をさせていただかないと本町として何を準備していったらいいのかは現段階ではまだ検討ができない状況でありますので、まずは公募の状況を見させていただいて、その後に具体的な本町で可能なのかどうか考えていきたいと思っております。責任自体につきましては最終的に私のほうが判断をするものと考えております。以上です。

○10番（林 健児君）

今、具体的な公募の条件がまだ出てないということなんですが、現実的に手を挙げている市町村はたくさんもう出ているんです。そういった中で今出ている内容ですね、6万平米以上、ナゴヤドームから1時間圏内ということで、そういった状況の中で、今わかる範囲の中で手を挙げていったらどうかということ言ってるわけです。これ本当にね、時間があるようでない。本当言われるように、やっぱり最終的には私思うのは地域の熱意、これが大きく中日球団もそして愛知県も、そしてドラゴンズも動かすというふうに思ってます。ですから、もちろん詳細なところを検討していくのももちろんのことですけど、まずは手を挙げて誘致するんだという姿勢を見せていただきたいというふうに思いますが、町長いかがですか。

○町長（鈴木康友君）

はい。議員がおっしゃられる熱意、まずは何が何でもこれに向けて成立に向けて頑張っていくんだという姿勢を示すというところについては、議員おっしゃられるとおりの部分も理解しております。が、現段階におきましてはやはり条件をまず確認をさせていただきたいというところが本町の考えだと思っております。一番に関しましては用地でしたりとか、いろいろな受け入れの具体性というものを、やはり責任が問われてくるものでございますので、そのあたりはやりたいという気持ちは重々自分のほうも中日ファンでもございますし、そういった思いは理解できるものでございますが回答については

お時間をいただければと思っております。以上でございます。

○10番（林 健児君）

時間がないということを言っているわけです。これ本当に限られた時間の中で、今本当に町長が言われるように具体的にどうやって誰がどういうふうに、時間どれだけの時間を使って検討されるのか、その時間がないということを言っている。これ本当に中日ドラゴンズの2軍施設を誘致できた場合ね、来場者の消費や関係者、そして常時駐在団員の職員の消費そして周辺事業者への波及を含めて、恐らくですよ恐らく年間でおおむね2億円から4億円程度の地域経済効果が期待できるのではないかというふうに考えます。特に野球教室や物販、イベントを組み合わせたスポーツの拠点化が進めば、さらに大きな上積みも見込めるというふうに考えてます。この中日ドラゴンズという我々この地域の誇りを本町のまちづくりに絶対に生かさないと僕はそういうふうに考えています。まず、今町長言われた当然、場所の問題、そしてお金の問題、そして公共交通の問題、多々課題はあると思います。ただ、やれない前提で話ししてもやれません。これやるんだというところで、お金についても町単独でやるわけじゃなく民間は後押ししてくれる可能性もある。そこを一緒に協議していけるようなリーダーシップをとっていただきたいということを私は申し上げておるのであります。土地についてもそうです。これも町長自らが先頭となって町長が回って、これやりたいんやというところを伝えていただきたい。そして、公共交通においても名鉄バスやシャトルバスなどを有効的に使って、また協力していただいて、地域の企業とともに発展を促すようなそういった動きを町長自らがやっていただきたいというふうに考えています。ですから、何しろ本当にこんなチャンスはもう何回も言いますけど二度とありません。ですからこれは本当に手を挙げていただきたい。今本当にWBCで野球、テレビではやっていませんがいろいろ放映をしていますけど、大谷翔平さんが来るだけで同じ空気吸えるだけでいいという人がめちゃくちゃおるんです。これよく考えてください。今中日ドラゴンズ有望な若手選手がいっぱいいます。これがアメリカ大リーグ大活躍して戻ってきて、中日の練習場が大治にあってそこに来たらどう思いますか、皆さん。とんでもない効果が生まれます。こんな大きい大きいことは私はないと考えています。だから手を挙げてくれというふうに頼んでおるんです。本当に近隣の市町村もう手挙げてます。あま市も手挙げられました。ですけど手を挙げなかったら当たらない。手を挙げましょうよ、町長。もう1回聞きます。

○町長（鈴木康友君）

はい、熱意は本当に受け取り受け止めさせていただきましたが、回答につきましては繰り返しの答弁となりますが、まずは中日球団が示す募集要件を確認をさせていただいて、本町としての対応を検討していきたいと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

なかなかやりますという返答はいただけませんが、前向きに考えていくということ

で、これもうぜひとも前向きに考えていただきたい。本当にこの夢のあるこの中日ドラゴンズを核としてスポーツタウンをね、つくろうと、そういったような動きをしてこの大治町を盛り上げていっていただきたいというふうに考えています。本当に頼みます。

あとは次の質問に参ります。国保の運営についてということですが、今現在、今年度、本町の国民健康保険、一般会計から約7000万程度を繰り入れを行いながら運営されています。そういう状況です。しかしながら、昨年8月に町長が就任された際には一般会計からの繰り入れは行わないという方針を明言されていたと認識しております。さらに、昨年9月の議会における私の一般質問に対しても来年度は繰り入れを行わず、その分、保険税を引き上げるという趣旨の答弁がありました。私は何度となく、本当に繰り入れせずに国保を運営していくつもりなのかということ聞いております。ところがですよ、今議会で今、町長からも言われましたが来年度も一般会計から繰り入れを行う方向へ方針が変更されているとおっしゃられました。ここで率直に申し上げますと、この短期間で方針が大きく変わっていることについて、国民健康保険の運営に関する認識は大分甘いんじゃないですか、町長。幾度となく去年の就任後から本当に繰り入れしないんですかと、しずみやれるんですかとということ何度も聞いてるわけですよ。保険税を上げて繰り入れしないということ町長がおっしゃられておるわけですよ。なのにですね、済みませんでした、私の認識は甘かったと。国民健康保険というのは町民生活に直結する制度であり、本来であれば中長期的な財政見通しに基づいた安定的な運営が求められるものだとは考えています。だからこそ、何回も何回も確認しながら質問したんです。そこで町長にお伺いします。当初一般会計からの繰り入れを行わないと判断した、判断の根拠は何であったのか。教えていただきたいと思っております。

○町長（鈴木康友君）

はい、国民健康保険特別会計、今後国保会計とお伝えをさせていただきますが、国保会計におきましてなぜ繰り入れをするかしないか、しないというような発言に至った判断をしたかということでございますが、議員おっしゃられるとおり中長期的運営計画が国民健康保険財政においても必要でありますし、一般会計の運営計画においても必要だと自分も重々承知しております。まず、国民健康保険の繰り入れ、つまり財政出動というものにつきましては、一般会計の財政の安定化があつてこそ初めて国民健康保険、国保の特会に対してお金を出す繰り入れが繰り入れ、一般会計から見ると繰り出し、国保会計から見ると繰り入れということが可能でございます。自分就任した直後におきましては緊急行財政改革プランが発動中でございまして、どれだけの予算の削減が可能なのか、どれだけの効果が生み出せるのかというのが、まだ効果として数字として出てない状況でございました。財源が用意できないのに、国保特会に対してお金の繰り出しができるのかということにつきましては不透明な部分でございましたので、その時点では考えはないというふうに明言をさせていただいております。ただ、先ほどお伝えをした

とおり、そもそもの財政基盤が成り立った上での繰り出しでございますので、このたび財源につきましてはかなりの御負担、町民の皆様に御負担御不便をおかけすることも承知ではございますが、そのように財政のほうも緊縮をさせていただいておりますので、その分を現在繰り入れにさせていただきました。判断といたしましては、一般会計の財源が来年度、令和8年度成立するかどうかというところを踏まえて発言をしたものでございます。以上でございます。

○10番（林 健児君）

今、町長は行財政改革に基づいて財源が確保できたというお話をされました。これって行財政改革は町長就任前から委員会は立ち上がって、もう動いておった委員会です。そしてその中でも削減の案はもう出ているはず。行財政改革で財源確保ができたということであれば、本来はその当初から財源確保できるという、この一般会計から繰り入れできるという、財源を確保できるというそういったことがわかっておったんじゃないの。違いますかこれ。町長は当初から赤字だ赤字だと言っていましたけど、これ黒字でしたよね。それも9月議会で私は言っただけです。赤字じゃないですよと、黒字ですよと、町長。という状況で行財政改革でまたこれで財政を見直せば、一般会計に繰り入れるお金はその時点で確保できるといったんじゃないんですか、町長。

○町長（鈴木康友君）

議員おっしゃられるとおり、緊急行財政改革につきましては令和7年度の初めからスタートしております。しかし案を示したのみで、実際の効果というものにつきましては、時期を経なくてはわからない部分もございます。また9月の決算、そして並びに1月の県から示される来年度の納付額、こちらのほうが本算定ということで、私たちのほうに幾ら県のほうにお金を支払うのかという数値に基づきまして最終的な保険料の計画でしたりとかそういったものを立てさせていただいております。ですので、その時点では、まだまだ数字が確定したものではありませんでしたので、その時点で自分のほうが断言をして繰り入れる考えはないというふうにお伝えしたことにつきましては、発信の仕方の誤りだったという部分については、または説明が不備であったということに関しては、おわびを申し上げます。しかし工程につきましては、段階を経て数字の確定に基づいて決定しておりますので御理解ください。以上です。

○10番（林 健児君）

今の町長の答弁の中で不確定な状況でこの議会で発言をしまして。しかも何度も。議会答弁をなんだと思ってるんですか町長。議会で町長が発言する言葉がどれだけ重いもんだと思ってるんですか町長。しかも不確定の中で、繰り入れしませんということを断言しとるわけですよ町長。不確定な状態でそんなこと言っただけですか町長。この議会の中で。そんな不確定な中であやふやな答弁を「しません」と言って、数カ月後に「やっぱり繰り入れします」と。この3万数千人を背負っていく町長、首長がですね、

そんなことでええんですかこれ。そんなあやふやなことでもいいんですか。議会答弁でおっしゃられとるんですよ町長。わかっていますか。今、町長言われたように中長期的なところで考えていかなくちゃいけないと、この国保運営というのは。そんなことわかっていますよ。だから聞いたんですよ。だから本当に繰り返さずにやれるんかということをお願いとるんですよ。議会の中で本当に180度変わるようなことを言うなら、きっちりこの議会で陳謝していただいてからそういったことを言っていただきたい。不確定なことで発したことはまことに済みませんでしたということじゃないんですか、町長。

○町長（鈴木康友君）

不確定な数字がですね、確定をしていない状況におきまして、自分のほうも9月の議会で林議員がおっしゃった質問の中で繰り返さないのかということに対して、する考えはないというように断言をした言葉につきましては、私のほうの説明の内容も不足しておりましたし、発言の仕方に関しましては至らぬ部分であったとこちらも認識しております。その点につきましてはおわびを申し上げます。ただ先ほど申し上げたとおり私のほうも方針をなぜ変えたように映るのか、どのようにし、そのように回答が変わっているのかということの真意としては……

[発言する者あり]

○町長（鈴木康友君）

では、変えたということにつきましては、国民健康保険におきましての保険料を可能な限り引き上げたくはないと、ただ引き上げる可能性があるということについて、まずは御理解をいただくために発信をしたものでございます。本来であればぎりぎりまでそういったものについては伏せておくべきだとか、確定したときに発言をするべきだという議員のおっしゃることについても重々御理解ができます。ただ、負担が大幅に上がるということに関しては検証期間をやはり設けるべきであり、自身の考え方を発信するべきだというところで断言した物言いになったことに関しましては、私の説明そして議会における答弁に関しまして、9月就任当時初めての議会でもございましたのでまだまだ至っていなかったということに関しましては重ねておわびを申し上げます。ただ真意といたしましては、保険料をできる限り引き上げたくはないと。最終的に、行財政改革等々の結果を見ながら、また8年度の予算編成方針を發出しながら、最終的に繰り返すに至ったというものでございますので、国民健康保険者の税率の急激な上昇というところに関しまして、防ぐ観点でお願いをいたしたいところでございます。以上です。

○10番（林 健児君）

町長が肯定したい部分というのはわかります。まずもって議会で発したことを180度変えたらまず謝れと。まず謝って説明してほしいということを行ったんです。こうだからこうです、こうだからこうで、そんなこと一々聞いてません私は。そうじゃなくて、大きくかじを切った、なぜ切ったのか。それに関して本当に申し訳ないと思うのは申し訳

ないというような感じで言ってほしい。これ国民健康保険制度っていうのはもう町民に  
ですなもう直結するんです。この町民生活に直結するんです。本当に今、町長言われま  
したけど、中長期的な財政運営について今後、国民健康保険税はどのようなふうになっ  
ていくのか、ちょっと部長のほうからどんなふうになってくのかだけちょっと説明して  
いただきたいというふうに思います。

○町長（鈴木康友君）

では議員も御指摘いただきましたので、9月の答弁におきましては私も本当に発言に  
関しましては、断言をしたことについて誤りでございましたので、この場を借りておわ  
びを申し上げます。続きましては、部のほうから回答させていただきます。

○福祉部長（大西英樹君）

今後の保険税の計画でございますが、議案、条例改正も出ておりますので、その資料  
でお示しをさせていただいた資料に基づきまして説明させていただきますと、一応令和  
10年度ぐらいまでの、10年度までの計画ということで現時点で計画をしております。ち  
なみに令和7年度につきましては保険税の改定をしておりますが、モデル的な世帯での  
上がり幅が40歳夫婦で給与収入が300万、子供が2人というようなモデルで前年対比、年  
額2万3900円の増になるような改正を令和7年度は行いました。令和8年度の予算を立  
てるときに愛知県から示される標準税率というものがございます。それはまだ先ほど答  
弁申し上げましたとおり本町の税率とは大分かけ離れておる状況です。それを一気に税  
率まで持っていくということになると、さらに7万、8万ぐらい年間の上昇が推計され  
ましたので、これはこの時期にこの負担はやるべきではないということにさせていただ  
きました。したがって、現時点での令和8年度との令和8年度の県の標準税率との  
乖離を埋めるために、令和10年度までの8、9、10の3カ年をかけて段階的に上げてい  
きたいと。この上がり幅につきましては、今年度と同じ程度の2万4000円、2万2000円。  
2万を超えたぐらいの金額で年額、上昇ということで今のところ推計しております。これ  
に従いまして一般会計からの繰り入れがどの程度必要かと申し上げますと、令和8年度  
は7600万強、失礼しました。令和8年度は7600万強で、令和9年度につきましては4680  
万円程度、令和10年度につきましては2000万円程度ということで、現時点での推計では  
ございますが、させていただいております。ただこの3年間で令和8年度の標準税率に  
近づこうということは考えておりますが、その間にも標準税率はひよっとしたら県の標  
準税率は上がってくっていくということも考えられますので、また、毎年毎年ここら辺は見直  
しを、推移を見て検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○10番（林 健児君）

今、御説明ありましたとおり国民健康保険税、保険税そもそもですな、保険税自体が  
毎年毎年上がっていくと。非常に大きいものになっていくということで使う方も多いと  
いうふうに思います。これは本当に致し方ないことだとは思いますが、今繰り入れ

7600万。8年度は7600万、9年度で4680万、10年度で2000万程度でしたいよというお話でした。こういったものって町長本当に当初からある程度はわかっていたと思うんです。ですから私が聞いたときに部長はこれ、繰り入れしないかんということをおっしゃられておった。だから町長が言うことと部長が言うこととちやうよということをおし上げました。ということは、ある程度はその時点で繰り入れしなければやっていけないということはわかっていたということです。本当に町長がそれをやっていこうとするなら、一気に上げるぞとここで。一気に保険税もう県の標準税率まで上げてくよという発信をしなければいけなかったんです。それが無い状態で繰り入れしないと言うから、本当ですかということは何回も聞かせてもらったわけです。本当に町長として、町政の運営の信頼性という点について、この町民が国保加入者が安心のできる運営を目指していただきたいというふうに思っています。

そして三つ目の質問です。御答弁いただきましたが、再発防止としてのチェック体制の強化などを行うという答弁でしたが、まず確認させてください。今回の事務処理誤りは具体的にどの段階でミスが発生をしたのか。原因をどのように分析をしているのか、教えていただきたいというふうに思います。

○福祉部長（大西英樹君）

はい、今回の物価高対応子育て応援手当の過支給でございます。こちらにつきましては、令和7年度国の補正予算により事業を実施しているものでございまして、ゼロ歳から高校生の年代までの方を対象に臨時に1人2万円の給付を行う事業でございました。本町からは児童手当を受給している方については、1月9日に事業実施の案内を送付し、2月6日に振り込みをいたしました。その振り込みを行う際に振込データを作成するわけですが、高校生までの対象が大学生の年代の方の部分も支給するという誤りが起こりました。今回の支給事務につきましては、既存の児童手当のシステムから情報を抽出して、職員が抽出をして支給データを作成して行いました。その際に、児童手当のデータというのは一部大学生の情報も入っております。これはなぜかと申しますと、児童手当は第三子になりますと手当額が増額するという制度でございまして、第三子を計算する際には高校生だけではなくて大学生22歳未満の方も対象に第何子、何番目のお子さんかという判定をするものですから児童手当のデータの中には大学生、第三子以降入っていると。今回、この2万円を支給する際にはこの児童手当のデータを抜き出して、大学生の分をそこから削除して支給するという、こういう作業が必要でございました。支給データをつくる際に児童手当から抜いて、大学生を抜いたデータ、それから抜く前のデータ、これが二つございました。で、実際に支給する事務作業に入るときに大学生のデータを抜いた状態のものを使うところが、その前のデータを誤って使ってしまったということで、今回の事務誤りが発生してしまいました。大変申し訳ございませんでした。以上です。

○10番（林 健児君）

データの抜き出し方のミスだということです。今の件とは別に消防団員の源泉徴収でも間違いが起きています。これはどういったことが原因で起きたんでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

消防団員に係る年額報酬に関して源泉徴収票の支払い誤りというところで、源泉徴収票の作成に誤りがあったと、まずいうものでございます。中身についてでございます。消防団員の年間報酬につきましては、令和4年3月に発出されました所得税基本通達の一部改正におきまして、報酬に含まれる非課税部分についての改正がございました。この通達では報酬のうち5万円までにつきましては非課税とみなして差し支えないということが示されましたが、本町では5万円の控除であるという通達の解釈に誤りがございました。本来であれば源泉徴収の支払い金額に記載された金額が本来記載される金額より5万円多くなったということが判明しました。これによりまして、住民税の過大に課税されておったというところでございます。該当された方につきましては、令和4年度から6年までの正副団長及び正副分団長、こちらの方40名の方で、そのうち27名の方が住民税の過大徴収が発生したところでございます。該当された方全員につきましては誤記載が判明した当日から連絡を行い、正しい源泉徴収票を送付したものでございます。また、住民税の還付、それから修正申告に関する連絡を行ったところでございます。今回の案件につきましては、私どもの通達の解釈の誤りということで、今後このようなことがないように関係課と協議しながら取扱いについて適切に情報把握してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

御説明ありがとうございました。いろいろミスが次から次に出てきてます。前回の議会の答弁の中で、町長は各課各部の決裁権を増やすと。個人個別で判断できる裁量を増やして書類を減らすと。決裁権を増やしてチェック体制を減らしたらミスが減ると。このようにおっしゃっておられましたが、現状次から次へと事務処理についてミスが出てくるんです。出てきたんです。それっていうのは、なぜですか町長。

○町長（鈴木康友君）

先ほど、決裁の権限の拡大についてはまだ今後施行していこうとしている内容ではございますが、今回の事態を踏まえましてより慎重にいろいろなものを判断していきたいと思っております。加えてなぜこのようなミスが起こったかということにつきましては、全て同一のものではないとはいえ確認不足というところと、確認者の不足というところは挙げられるかと思いますので、今後どのような体制をとったらいいか。どのようにミスをゼロにしていけるかというところは、本町として真剣にいま一度やり方の見直しを含めて議論をし、確認をしていきたいと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

昨年の660万もらえなかった件のときに、事案の後に全職員に通知を出して再発防止を図った。今後このようなことのないように注意していきますという状況でありながら、次から次へと出てきておるんです。これミスがなくそうとするには、なくすには、どうしたらいいと思いますか。

○町長（鈴木康友君）

現時点で全て行っている事務の取り扱いだったりとか確認のルート、そして方式が違うものではございましたので、まず一つ一つの作業工程等をもう一度確認する。その中で確認者をどのような形で、間違いなく確認をしていけるのかという判断材料も含めて、今のままではまた同じミスが起こるかもしれないですし、その確率が下げられるものとは思っておりませんので、この機会をしっかりと受け止めてミスが少ない方法にチェックの体制を変えるなり、チェックのシートをつくるなり、やり方、チェック者を変えるなりして、今後このようなことが起こりにくい体制に変化していきたいと思います。以上です。

○10番（林 健児君）

ミスが出るたびに今後のチェック体制をしっかりと再発防止に努める。これは何回でも聞いとるわけですよ。これ何回でも聞いています。ところが、次から次にミスが起きるんです。今、町長言われたとおりに「再発防止に努めます」これも我々も何回も聞きました。何回も聞いて、何回も今回頼むぞと、本当しっかりとくれよという状況でお話ししたにもかかわらず、何回も何回でも次から次にこれも間違っていましたあれも間違っていましたって出るわけですね。ましてや過支給、払い過ぎました返してください。こんなことやとってええんですか。こんなミスを起こしていいんですか。町長チェック体制、各自に決裁権を増やしたらミスが減るって言っていましたが、それミス減るんですか町長、本当に。決裁権を増やして書類減らしたらミスが減るというふうに町長言われとったんですけど、それで本当にミス減りますか、ちょっと教えてください。

○町長（鈴木康友君）

チェック者が先ほどの決裁権限を引き上げるとどのような形になるかというものにつきましては、行政サービス向上に努めるものとも努められるものとも考えておりますし、決裁の権限を甘くするとか決裁者を減らすとかいうことではなくて、大治町が抱える仕事の総量を減らすためにどのような方策がとれるのかというところで発信をした部分でございますので、今回の件も含めまして、ミスがない、そして御迷惑おかけしない体制づくりに努めてまいります。以上です。

○10番（林 健児君）

本当にお金のミスって本当にあってはならない。こういうところもうちょっと肝に銘じていただいて、町長自らが旗を振っていただきたい。そういったところを私は町長にお伝えしたいというふうに思います。そして、いろいろこう答弁いただきましたが、本

当にミスのないようにするにはどうしたらいいのかということですね、全庁を上げて考えていただきたい。それを主体的に指示していくのは町長です。町長の責任のもとにそれをやっていただきたいというふうに思っています。

いろいろ御答弁いただきましたが、今伺った内容は本当に町民にとって利益のあるものであるのか。そして、説明責任を果たすものであるのかどうなのか。そして議会での発言を180度変えるのであれば陳謝していただいて、なぜなのか、なぜ180度変えたのかということをしつかりと明確に説明していただきたいというふうに思います。私たち議会は、この歴史ある大治町を子供たちに夢と希望を与え、安心・安全なよりよい町へ導いていただけるようお願いして私の質問を終わりますが、このドラゴンズの誘致に関しては町長が主導となって、調査・研究していただいて、ぜひとも手を挙げていただきたい。こんなチャンスは二度とありませんので、よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長（若山照洋君）

10番林 健児議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時40分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番吉原経夫議員の一般質問を許します。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。一般質問させていただきます。1、これは前の議員とかぶってるところもありますが質問させていただきます。町として不適切な事務手続きが3件、でも今日朝にプラス2件ありまして5件になりました。5件あったと報告もらっております。それについて詳細な報告を求めます。

2、来年度の小中学校の給食費の保護者負担についてお聞きします。これも午前中の議員されてますけれども、そこにかぶらない形で質問させていただきます。国は来年度から小学校の給食費を無償化すると言っています。来年度の小中学校の給食費の保護者負担はどうなるのでしょうか。またその財源はどうなっているのでしょうか。小学校の給食費を無償化するに当たって、町としてどんな問題があると認識しているのでしょうか。またその問題点などについて、文部科学省からどのようなガイドラインが示されて

いるのでしょうか。

3、砂子土地区画整理事業についてお聞きします。組合設立まで約10年、その後事業完了まで約10年かかるとの説明をいただきました。それに間違いはないのでしょうか。今年2026年の20年後の2046年の国、愛知県と大治町の人口は今年と比べてどうなると考えているのでしょうか。同じ砂子地区の大型事業として砂子防災公園建設工事があります。当初の計画では完成年度と総工費はどうなっていたのでしょうか。また現時点の見通しはどうなっているのでしょうか。

4、2月8日に行われた総選挙の開票作業についてお聞きします。2月8日に行われた総選挙の開票作業についてお聞きします。今までは小選挙区の開票作業を全部終了してから、比例代表の開票作業を行っていました。しかし今回は小選挙区の開票作業の途中で、比例代表の開票作業を始めました。町職員の働き方改革の観点などから開票作業の短縮は必要だと思えます。しかし開票作業に絶対ミスは許されません。ミスをしないような対策をどのように行ったのでしょうか。以上お願いいたします。

○町長（鈴木康友君）

先の一般質問でもおわびを申し上げましたが、このたびにおきまして、町の対応の不備、また、事務誤りが連続して発生いたしましたことを心からおわび申し上げます。今後この事案が起きることがないように、まず組織として誤りを未然に防げる仕組みづくりを強化し再発防止に努めてまいりますので、どうかよろしくようお願い申し上げます。個別事案につきましては、担当より御説明申し上げます。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時49分 休憩

午後2時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長どうぞ。

○総務部長（安井慎一君）

それではまず通告書にあります3件について先に御説明させていただきます。

初めに1件目でございます。消防団員年間報酬に係る源泉徴収票の作成誤りについてでございます。消防団員の年間報酬につきましては令和4年3月に発出されました「所得税基本通達」こちらの一部改正におきまして報酬に含まれる非課税部分について改正がございました。この通知では報酬のうち5万円については非課税とみなして差し支えないとされたところであります。しかしながら、本町では5万円の控除であるという解

積の誤りを行いました。このため源泉徴収票の支払金額欄に記載された金額が本来記載される金額より5万円多くなるということになりまして、住民税等が過大に課税されておりました。該当された方につきましては令和4年度から6年度までの正副団長及び正副分団長の40名の方でございます。そのうち27名の方に住民税の過大徴収が発生したところでありまして、該当されました方全員に対しましては誤記載が判明した当日から連絡を行いまして正しい源泉徴収票を送付し、住民税の還付と修正申告に関する連絡を行いました。今回の案件は通達の解釈を誤ったことにより起こったものであり、大変申し訳ございませんでした。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして、2件目といたしましてイラストの著作権に関する損害賠償請求について報告させていただきます。民生課が毎年作成しております民生委員・児童委員の活動時や関係職員の手持ち資料とすることを目的に作成したもので福祉施策や社会福祉協議会の事業などをまとめた「大治町暮らしの福祉ガイド」の表紙に利用したイラスト1点を、町が著作権者の許諾を得ないまま利用したことにより損害を与えたため、損害賠償を請求されているものでございます。今回のイラストにつきましては平成22年度から令和7年度までガイドブックの表紙に利用しており、令和6年度・7年度につきましては町のホームページにも掲載しておりました。これに対しまして著作権者からは、代理人弁護士を通じて損害賠償として107万5800円を請求されているところでございます。町といたしましては、この請求を受けまして直ちに町顧問弁護士に相談しながら請求金額等を検討した結果、請求内容及び請求金額は妥当であるとの判断に至りました。このため、令和8年3月議会、今議会におきまして損害賠償の額を定める議案及び補正予算を上程するものでございます。このたびは著作権の確認が不十分であったことにより御迷惑をおかけいたしました、大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○福祉部長（大西英樹君）

はい。3点目でございます。物価高対応子育て応援手当の過支給でございます。令和7年度国の補正予算により事業を実施しているもので、ゼロ歳から高校生の年代までの方を対象に臨時に1人2万円の給付を行うものでございます。本町から児童手当を受給している方については1月9日に事業実施の案内を送付し、2月6日に振り込みをいたしました。その際、大学生の年代の方も支給するという誤りが起こったものでございます。今回の支給事務については、既存の児童手当システムから情報を抽出し支給データを作成することで給付を行いました。過支給となった原因は、抽出データから台帳を作成する際に誤って大学生の年代の方のデータ、削除前のもので処理をしてしまったことで起こったものでございます。なお大学生の年代の方のデータは児童手当で第三子の判定をする際必要な世帯のみ情報を保有しているもので、過支給の件数は全体で3,393件のうち144件となり、返還の手続きを進めているところでございます。今回の案件は確認が

不十分であったことにより起こったもので、大変申し訳ございませんでした。

○総務部長（安井慎一君）

それから本日2件報告させていただきました誤りについて御説明させていただきます。

まず1点目でございます。令和8年度後期高齢者医療特別会計当初予算書に記載の内容が誤りございました。この内容につきましては、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金について国庫補助金が入ってまいります。しかしながら、歳出予算の充当先におきまして、本来特定財源として計上すべき「国県支出金」の欄ではなく、「その他」の欄に計上したという誤りがございました。この誤りにつきましては、最終データを確認した後、本来であれば確定データを議員の皆様方、それから職員に配付を予定しておりましたが、一つ前の最終校正の誤ったデータを送付したということが原因でございました。今後におきましては、最終データを本当に皆様に送ったかどうかというところと特別会計間においてしっかり対応を確認しながら進めてまいりたいと思っております。

それからもう一つ、職員の給与に関する条例の一部改正に誤りがございました。このものにつきましては、新旧対照表の中に通勤手当のうち今回の条文改正により削除する文言が記載されてございました。この中では通勤距離に対して金額は幾らであるという表示でございました。しかしながら、その金額の表示につきましては令和7年12月に改正ありました金額を本来記載すべきところ、改正前の数字の金額が書いてあったというものでございます。こちらにつきましては、7年12月の議会において改正した内容を把握してなくて、確認するのが少し不適切な部分があったということで誤りが起こったという内容でございます。今後につきましては、そういったところについてももしっかり対応して確認していきたいと思っております。今回2件につきましては申し訳ございませんでした。

○教育部長（水野泰博君）

続きまして、小中学校の給食費、来年度の保護者負担、財源はどうなるのかとの御質問でございます。令和8年度の給食費保護者負担額につきましては、月額でお話をさせていただきますと、小学校は材料費が約6,100円となりますが、公立学校給食費負担軽減補助金、いわゆる給食費無償化の補助金でございますが、こちらで国から5,200円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で900円、この二つを補助することによりまして保護者負担をゼロに。中学校は食材費が約6,700円でございます。月額6,700円でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,200円を補助することで令和7年度と同等の約5,500円の保護者負担とすることを予定しております。

続きまして、小学校の給食費を無償化するに当たって町としてどんな問題があると認識しているかとの御質問ですが、予算計上など事務を行うに当たって疑問に感じるようなことがあった時は国及び県に問い合わせをするなどして対応しております。

最後に、問題点について文科省、文部科学省からどのようなガイドラインが示されて

いるのかとの御質問ですが、現在、国からQアンドA、多くのQアンドAが示されておりまして、今なおまた随時更新されているような状況でございます。以上でございます。

○建設部長（三輪恒裕君）

砂子土地区画整理事業について御質問をいただいております。組合設立まで10年、その後、事業完了まで約10年かかるとの説明をもらったが、それに間違いはないのかとの御質問でございます。全員協議会において説明をさせていただきましたのは他自治体で行われた区画整理事業の一般的な年数でありますので、砂子土地区画整理事業に係る年数につきましては、地元の調整や整備工事の進捗によって決まってくるものでございます。

次に、国・愛知県と大治町の人口は今年度と比べてどうなるのか。どう考えているのかとの御質問でございますが、国立社会保障・人口問題研究所いわゆる社人研で令和5年12月に公表された推計によりますと、国・愛知県及び大治町ともに20年後は人口減少となっております。なお、大治町における人口推計は、令和7年で人口3万2847人、令和27年度で、失礼しました、令和27年で人口3万1798人となっております、約3%の減少となるようでございます。

次に、砂子防災公園の当初の計画の完成年度と総工費はどうなっているのか、また、現時点での見通しはどうなっているのかとの御質問でございます。平成29年度の基本設計作成時には、用地買収が3年、工事を2カ年で計画しており、平成30年度から用地買収を始めましたので令和4年度に完成予定となり、総工費約6億4000万円でありましたが、令和5年度の詳細設計におきまして地盤改良工事が必要となり、総工事費が約8億円で現在工事を発注しており、令和8年度で完了することになっております。以上でございます。

○選挙管理委員会書記長（吉田美穂君）

続きまして4問目、2月8日に行われた総選挙の開票作業について御質問をいただいております。開票作業においてミスをしなような対策をどのように行ったのかとの御質問ですが、民主主義の根幹である選挙において開票作業を含む選挙事務は誤りがあるてはならない重要な業務であると認識しております。一方で事務に多くの時間を費やすことによる職員への負担も課題であると考えており、正確性を保ちつつ事務の効率化を図ることを検討してまいりました。今回の選挙では審査が必要な票を判定する職員を増員し、選挙種別ごとにグループをつくることでより効率的かつ丁寧に審査ができるようにしました。その上で開票事務における誤りを防ぐため、全ての票を最終点検する最終検証職員を新たに配置するとともに選挙管理委員会の書記が常に現場を把握し誤りの防止に努めたことにより、開票事務の効率化を図った上で滞りなく選挙を終えることができたと考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと1点答弁漏れがあったので、それを先に答弁をください。3番ですが、大治町の人数は言われましたが、国と県それぞれ2026年、2046年どうなるんでしょうか。これデータとしてお持ちだと思うんで、お願いいたします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長どうぞ。

○建設部長（三輪恒裕君）

答弁漏れ大変失礼いたしました。まずもっておわび申し上げます。通告書にありながらお答えになっておらないことで失礼いたしました。まずもって国の人口に関しては持ち合わせがございませんのでお許しください。県に関しましては、令和7年度で745万3098人、令和27年度で686万9521人でございます。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと最初から1番目から再質問させていただきます。1番目ですが五つミスがあるということで、一つずつお話をお聞きしたいと思います。消防団員の所得税など5万円非課税になっていると。控除じゃなくて非課税ということで、これ令和4年以前は大治町としてどのような対応していたんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

令和4年以前、4年度以前につきましては、5万円控除という形で対応しておりました。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ですから令和4年以降も同じような対応をしたということで、やっぱり国がいろいろ方針を変えらるか厳密化するとか、そういった場合、それぞれの部署だけでね、わかるかどうかと。一旦、そういう方針を決めちゃうと、もう引き続きずっと続けていくことになるんで、後でミスを見つけるというのは大変なんです。だから、最初制度をつくるときに気をつけなきゃいけない。ただ、防災危機管理課ですから防災とかいうようなことは得意なんですけど税のことはわからないと思うんです、一般的には。そういうときは税務課なり税務署に聞くなり、そこら辺ちょっとこれを教訓として、それだけの、部署だけではやっぱり専門じゃないから考えにくいことに関しては、全庁的にちょっと対応するような仕組みをやっぱりつくらなきゃいけないと思うんです。やっぱり縦

割りじゃいけないということなんですね、そこに関しては明らかに。ですからこれ町長の考えになると思うんですが、これを改善していかないとまた同じようなことが起こると思うんです。やっぱりその専門の部署ではわからない事になると今までと同じことをやるんで公務員は。ですから、これを機にちょっと改善策ちょっと考えていただきたいんですけど町長どうでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

事務誤り等が連続している状況で申し上げる部分も心苦しい部分もございますが、それは組織的に変更すれば減るものなのか、それとも各事案ごとにそれぞれの対応策があるのかというものについてはもう一度確認をして、改めて事務方としてきちんと整えてまいりますので、今の段階で何がよろしいかというのにつきましては、一つ一つの誤りについてももう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○11番（吉原経夫君）

ミスはミスで仕方がないと。終わっちゃったから。ただそのミスの中で教訓を導いて次にしないようにする。それは個別のチェック体制なのか全庁的に考えるのか。今回は私が思うに、防災危機管理課だけでは考えられない。というのは、他の市町村でも同じような誤りがあるわけですよ。ネット上なんか見ていくと。ですから、これはもう最初出てきたときに税務課とすぐ相談するとか、そういう役場の中の気風をつくるのか、もう出てきた段階で町長が判断して、やっぱこれトップダウンでやるか、何がいいかわかりませんが、ちょっとそれを考えていただきたい。じゃないとまた同じようなミスをする。これはぜひ早急に考えていただきたい。

次に、説明の中で所得税とか住民税という例がありましたが、所得税に関しては修正申告をお願いすると、住民税はお返しすると。ただ、他の市町村の例なんか見ると国保税、介護保険料、保育料などに影響するとあるんですよ。そこら辺は当然調査をされておられるんでしょうか。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

ほかに例があったかどうかということでございます。今回ミスが発生したタイミングで税務課等で確認をさせていただいて、影響のありそうな課というのが、ちょっと調べさせていただきました。5課あるということでしたので、その該当する5課に対して調べていただくようお願いをしまして確認をさせていただきました。その結果、国民健康保険税においてミスがあるということを見つけたので、そちらについても還付の手続きをしておるところでございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

関係する5課とはどういうところでしょうか。内容を含めてお願いします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

5課につきましては、先ほど例が挙がりました保険医療課、国民健康保険である保険

医療課、介護保険である長寿支援課、民生課及び子育て支援課、学校教育課、このほかでございます。それぞれ子育て支援課であれば子育て手当であり、学校教育課であれば就学支援、そういった関係でございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

この5件に関してイラストの件だけはちょっと公表するという話をお聞きしております。ただこの消防団に関しては他の市町村でもやっぱり誤りがあったということで、まだ誤っている市町村はあるかもしれません。ですから、大治町として公表することによって他の市町村もだったらうちも調べないかんということだね、改善されるきっかけになると思うんですね。大治町として、大治町だけがいいわけじゃなくて、やっぱり他の市町村もやっぱり誤りがある可能性があるわけですから、これは町長、公表していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

事務処理の公表のあり方でございます。このたびの3件のうちイラストに関しては著作権法、こちらで明記されていますので、当然法律の違反ということになります。今回議会で報告させていただいた後に所要の手続きを踏んで公表としてまいりたいと思います。それから残りの2件につきましては、これまではこういった事務の誤りにつきましては、その事務の発生状況や住民に対する影響、こういったところを踏まえまして個別に判断して公表を行っているところが現状でございました。しかしながら、一定の公表基準を設けて、我々行政、それから町民の方にもわかりやすい形の公表規定が望ましいだろうということで、現在公表のあり方を規程要綱等なんかで整備していこうということで今動いているところです。そんな中で、住民の方にとりだけ不利益を与えたか、こういう損害等ですね。そういったことを考慮して、今後定めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○11番（吉原経夫君）

大治町の町民にとってはわかります。ただ、大治町の町民だけ良ければいいんですか。やはり、他の市町村でもやっぱり誤りがあると思われるわけですよ、これは。まだまだ判明されてないところが。ですから、これは公表することによって他の市町村の担当者も見て「あっ」と言って調べられて改善につながるわけです。あれば。ちゃんとそういう事例が幾つかネットにも上がってきてるんで。ですから、これは大治町として大治町だけのためではなく、町外の方にとってもやっぱり直結することですから、これはやっていただく。大治町の基準ではなくて。これはだって多々他でもある間違いだと思っんで、そこをちょっと考えていただきたい。大治町だから大治町のことを考えて当然ですけど町だけじゃなくてね、全体を考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

私どもは町民の皆様方のために、町民福祉サービスの向上に向けて事務処理をしております。そのため、町民の方にわかるような形での公表が望ましいと。他市町村云々ではなく、我々の行政として町民の皆様に対するあり方、ここが重要かと思っております。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

何が正義かという問題なんですよ。大治町だと大治町民のためにやるのは当たり前なんだけど、やっぱり正義っていうのは正しいことをやるのが正義なんですよ。やっぱり正しく伝えて、大治町のことでないにしてもそれはお知らせしてってやっていくと。それが行政、公務なんですよ。公務ですから全体の奉仕者なんですよ公務員は。大治町民だけの奉仕者じゃないんです。公務員というのは全体の奉仕者だと日本国憲法にも書かれていますし、ですから、今の総務部長の話は少しおかしいと。大治町のためだけの大治町民のためだけの大治町じゃないんです。全体の奉仕者なんですよ公務員は。その観点を忘れてもらったら困る。再度、これは検討をお願いします。

2点目ですがイラストの件、これは再発防止策はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

イラストにつきましての再発防止策でございます。インターネットが普及していく前の頃ですが、このときにはイラストについてはCD等で購入して広く庁内で使ったということがございました。こういったイラストについては購入する場合が一つ考えられます。もう一つとしては、現在インターネットが普及している中で、かなりの無料のイラストが配布されているのは実際事実で、非常に我々も利用しやすい状況だと思えます。しかしながら、今回イラストをホームページからコピーするときに誤って著作権を侵すということがないような取り組みが必要かなと思っております。そこには決裁時に図柄とか、利用規約ですね、そのイラストのそういったものをつけて決裁を受ける。あるいは別の部署、そこがイラストの許諾権を確認取って庁内で使えるというようなことが想定されます。庁内全体で確認していく場合は、町の中に広報広聴主任者会議というところがありますので、そこで一番、まずはイラストの使用についてあり方について一度検討して、今後につなげていきたいというふうに思っております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

イラストについては、各部署で無料か確認しながら使っていると思うんですが、そこら辺は一旦ちょっと止めて検討してから再開するのでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

今、町のほうでは一旦このような事態を踏まえまして一旦個々の各課からのダウンロードというところについてはしないと。早急に町全体の中で検討してどのような手続きで今後の誤りを防いでこうかというところを検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。3点目なのですが、過支給の件ですが、これ削除前のデータを使ったと。先ほど前の議員の質問の中で町長の答弁で同じミスが起こりかねないと言って、今日発表された中の後期高齢者ですね、議案について国庫支出金が間違ったとこに書かれていたと。これは経過からいうと、保険医療課が原案つくったときに間違えてて、財政課に送って、間違いに気がついて訂正の修正したのを送ったと、それは違うんですか。ちょっと私はそう解釈してたんでちょっと違うんだったら、経過をもう少し詳しく説明してください。

○財政課長（富田伸司君）

こちらのデータにつきましては、まず財政課のほうでデータを作成します。それに基づきまして校正を行うわけですが、最終的に更正を行ったものを財政のほうでデータを作成してそれを議会事務局のほうへ上げるという流れになっております。今回最終の校正で保険医療課のほうから間違いがあったものを指摘ありまして、それに基づいてデータを直させていただいたんですけども、そのデータを送るはずがその一個前の訂正前を送らせていただいたということでございます。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

ということは、もともと予算としては財政課でつくと。つくって、当然保険医療課に見てもらおう。チェックしてもらおうと。そして間違いがあったから直す。直したんだけど直したデータではなくて、間違っ前のデータを使っちゃったということで、子育て支援課の過支給と同じなんです。間違っデータを使っちゃったと。これは同じことなんです。だから、子育て支援課で間違えたという教訓が生かされてない。同じ間違いです。訂正前を使うのは、これは全庁的にきちっと直したら直した、データがどうやって区分するかやり方考えなきゃいけないと思うんですが、誰がやっても今度から間違えないように。私も個人的にパソコンやってて、幾つもデータがあると間違っデータを出す場合もあるんでよくわかるんですが、そこら辺はどうしていくのか。全庁的な問題なんで、ちょっと町長、改善策を考えがあればお願いします。

○町長（鈴木康友君）

議員おっしゃられるとおり共通している部分について、データの取扱い等については、件名でしたりとか、ナンバーをつけていく、もしくはその更新日時などを記載していくなど扱い方については全庁的に共通できるものについては改善する余地はあるだろうと、それは認識しております。具体的にどのような手続き上を踏まえたらいのか。また閲覧権限やいろんな問題を含めてどのようにするかというものについては担当部のほうからお話をさせていただきます。

○総務部長（安井慎一君）

今、町長が報告したとおりかと思います。もう一つ我々にできることとしましては、

通常起案用紙で各担当から決裁を順次上司に回ってきます。その中で担当以外は起案用紙に印鑑を打って、中の工程ですとか必要な添付書類、そういったものが添付されているかどうかというところが上司の決裁権限があります。しかしながら、一番最初の担当の欄でデータ、例えば過去のを消したかと、そういうところを起案用紙あるいは中のチェックシートを活用して2人で確認していくと、そういった細かいところも修正をしていけば発生が少しでも少なくなるというふうに思いますので、やり方についてはこれから少し深掘りして全課で使えるような形にしていきたいと思います。以上です。

○11番（吉原経夫君）

理解できました。過支給の件で少し質問続けますが、返還してもらうために、やはり家庭、御自宅を訪問してお話しさせていただくと。その場でお金もらえるときもあるし、役場に持ってきてもらうときもあるし、銀行振込、銀行に持っていかれるのもある。その三つの方法があるというふうに聞いています。やっぱりこちらが間違えたんだからもっと過支給された方の手間を考えると「組み戻し」という制度もあって、銀行に振り込んだ場合、相手方がいいですよと言えば「組み戻し」って行って銀行が戻してくれる。ただ1件当たり800円とか900円とかお金はかかる。補正予算組まなきゃいけないんですが、そういう便利な方法もある。やはり大治町として間違えたんだから、これはそれを返してもらうんだから、やっぱりそういう便利な方法を考えたほうがよかったんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時26分 休憩

午後3時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

済みません。今、他の議員からも指摘いただきましてありがとうございます。ちょっと組み戻しの制度だと振り込んだ全額を戻さなきゃいけないんで、ちょっとこの場合は使いにくいと、使いにくい使えないということを理解しましたので、この質問は取り下げます済みません。

あと五つ目の条例の誤りですが、今、例規集というのはホームページ上と冊子でも、もう議員はなくなったんですが、冊子はあるんですか、例規集。もう全部、ネット上だけになっているんでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

冊子での例規集につきましては、冊数を厳選して必要な部署、必要な職員に配付しております。

○11番（吉原経夫君）

朝の説明の後でお聞きしたんですが、やっぱりネット上で直す、業者に委託する関係で次の議案まで間に合わないということで、だからネット上で見ていたら間違いなんですよ。ただ、冊子だったら、そこに変えましたというのを一つ入れとけば、ということは冊子も渡しちゃうんだ。ごめんなさい。冊子も渡しちゃうからネットでしかないっていうことですかね。ちょっと。

○総務課長（吉田美穂君）

冊子での例規集につきましても議会のほうで議決された後に加除をしていただくように業者のほうに頼みますので、システムと同様、すぐには条例改正したものは反映されておられません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ということは、議会で可決されて次の議会でまた同じような条例改正をする場合は気をつけてないといけないということで、6カ月後の議会は大概間に合うからいいでしょうがということなんですか。

○総務課長（吉田美穂君）

反映させるタイミングにつきましては、議会での議決後、改正条例を総務課のほうで取りまとめて業者のほうに送付します。システムに反映されるのは通常1カ月以上かかりますので、今回このシステムにより作成した新旧対照表に誤りがありましたので、直前に改正した同条例の内容をきちっと今後は確認した上で新旧対照表等をつくっていきたいと考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ある程度気をつけなきゃいけないということで理解できるんですが、例規集の改正、業者に頼んで行ってもらっているんですが、何か他の市町村のほうが何か見ているとすぐ変わっていたり、何か大治町若干遅いんじゃないかなという気はするんですが、そういうことはないんでしょうか。やはり早急に次の議会に間に合うように変えてもらえれば間違いない。ちょっと例規集改正するのがいろいろ見てると他の自治体の比べながらやっているって遅いような気がするんですが、どうでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

総務課としましても速やかにシステムに反映できるよう事務処理を行っておりますが、条例改正の議案を出すタイミングというのが、各議会の二月前ほどになってきます。そのあたりから作業を進めますのでどうしてもシステムに反映前に条例改正の作業を行うこととなります。ですのでシステムに頼らず、今後は直前に改正した条例をきちっと確

認した上で、改正のポイントを可視化した上で、複数でしっかりチェックしていきたいと考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

この条例改正は12月と3月ですが、改正する担当者は同じじゃない、違うんですか。同じ担当者だったらさすがに12月に改正したということを知っているはずで、ちょっとそこら辺担当者変わったとかいうことなんですか。

○総務課長（吉田美穂君）

総務課の職員で分担して条例の改正を行っておりますので、必ずしも同じ職員が改正をするというわけではございません。

○11番（吉原経夫君）

当然気をつけてなきゃいけないんですが、やっぱり12月条例改正担当した職員が覚えているはずだから、3月同じような条例が出てきたら12月のちゃんと見てくれよと話をすればよかったのかな。そういう組織内の意思疎通というか、そこが非常に不足しているんじゃないかなと。今の話だと何か担当者が違うっていうような感じなんで、ちょっとそこら辺はやっぱり職場内の風通しとかに関わるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長（吉田美穂君）

議員がおっしゃるとおり組織としてチェック体制、改正のポイントのところがきちつと体制的にできていなかったということになりますので、今後につきましては一人一人が自覚を持って、きちつと書類のほうを見た上で決裁を回していきたいと考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

一応理解させていただきました。二つ目の給食費のことでお聞きしたいと思います。午前の議員の質問にもありましたが、国の制度としては5,200円ですか補助金。これは公立小学校だけ。私立とか国立、県立、もしくは学校行ってない不登校の子たちとか、そういう人に対するには出せないというふうになっているのでしょうか。そこら辺の説明をお願いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

特別支援学校のような県立の学校については愛知県のほうから行われるということで、私立については対象となっていないQアンドAに明示されています。以上です。

○11番（吉原経夫君）

あと、当然学校に行ってない不登校の子とか、国立とかはどうなんでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時36分 休憩

午後3時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（太田悦寛君）

国立についても対象外となっております。あと不登校の子ということですが、今回の国からの話によりますと、5月1日現在の在籍の児童生徒数で計算されるということですので、よろしく願いいたします。

○11番（吉原経夫君）

在籍ってことだから不登校の子についても、お金が来ているんですね。在籍していれば。ということですね。ただ、それもらっても使わないということなんですね。5,200円は。他に充てるんですか、その5,200円は。他のほうに。だってその個人個人に対して1人5,200円来ていて、不登校の子に関しては、だって給食費かかってないわけだから、材料費かからないから学校に行かなければ。だからその分5,200円どこ行っちゃうんですか。

○教育部長（水野泰博君）

その辺り、我々もどういった取り扱いかということで先ほどお話ししましたQアンドAの中でうたわれております。今、学校教育課長がお話ししたのは、基準日5月1日で学校基本調査の人数でまずは交付されると。それ以後の増員ですね、転入とかで増える部分はもうもらえないというようなQアンドAになっていまして、減る分については精算するかしないかっていうのも今詰めているというような書き方ですので、今、基本的にはもう使わなければ返さないといけないかなってというような考えではございますが、そちらについてもQアンドAをこれから注視してやっていきたいと思っております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと私の質問に答えてもらってないんですが、不登校の子も在籍をしているんですよ。だからその分出ていますお金が。だけど、給食食べなければその分材料費がかからない。だから5,200円はどこに使っちゃったのか。

○教育部長（水野泰博君）

まず、今回は生徒に対する補助ではないというのは御理解いただきたいと思います。学校に対して今回補助金が出るという概念です。先ほどお話ししました、ちょっと言葉足らずで申し訳なかったですが、不登校の子についても5月1日の基本調査の中には入っておりますので、まずは交付はされてきますが、全て年間で欠食、要はとらなかった

方がいる場合には要は返還もあり得るというようなことが今示されておりますので、そのあたりも要は国の取り扱いに準じてやっていきたいというふうに思っております。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと合点がいかない点もありますが、もう少しちょっと違う点で御質問しますが、旧適応指導教室、今は教育支援センターの方、やっぱり町立の施設なんですね。そこに通っている方は給食がないんですよ。近隣を見ていると適応指導教室、教育支援センターに給食があるところもあるんですよ。ちゃんと。大治町は自校方式なんで持っていくのは難しいという面もあります。そういうやってるところはセンター方式なんで、それも持っていくのは場所を1カ所増やすだけなんで、ですが。そういうこともあるんですが、これは明らかに町立なんで、ちゃんと5,200円も来ているし、学校に来ない子とか、学校には行ってないんですけどそれに準ずるものとして来てるんだから、それを対策を考えてもらわなきゃいけないと思うんですが、それに対して国の見解とか、町の見解はどうでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

そういったやむを得ず学校で給食を喫食してない児童生徒についての取り扱いについても、QアンドAのほうで今後明らかになってくるころかなと考えておりますので、QアンドAのほうで今後自治体の対応について示すとされておりますので、ちょっとまだそのあたりが出てくるの待ちたいと思います。以上です。

○11番（吉原経夫君）

これは国の5,200円は国のですから国のほうが示して、そのとおり大治町やらなきゃいけないと思うんですが、物価高騰で考えてる小学校900円、中学校1,200円に関しては、これ町が自由に決められるんですよ。だから、私立に行っている、国立に行っている子ね。あと不登校の子。教育支援センター給食がないとしたら、そういう方たちにこれは給付ができるじゃないですか。補助金の5,200円は用途決まっていれば駄目だけど、物価高騰でも900円、1,200円は物価高騰だって公立の小学校行ってる子だけじゃなくて全員に関係してるわけだから、当然この900円、1,200円に関しては支給、現金で支給すべきだと僕は考えるんですが。だって町で決められる。物価高騰の影響はみんなにあるわけだから。5,200円はしょうがないですよ国の方針だから。そこはどうでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

別の議員さんの質問の中でも答弁させていただきましたが、現状、今町立学校の設置者として町立学校に対する補助ということで、保護者負担の軽減を図っているというところでございます。他団体の取り組み等をまた研究していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○11番（吉原経夫君）

今、課長言われたように町の方針なんですよ。国の方針は5,200円が国の方針です。

物価高騰の分に関して町の方針だから、町がやっぱり平等性担保する上でやればいいことで、これはぜひ検討してもらわないと。少なくともこれは町ができるんだから。やらない理由にはならないと思います。あと午前の議員の質問の中でも、もう国からの交付金どうなっていくのかわかりませんが、中学校も国が無償化のほうに僕はいくと思いますが、ただ、全額になるかどうかはわからないし、当然、僕は中学校がもし国が無償化だとか言って、でも足りなければ大治町が出さなきゃいけないと思うし、小学校の部分で無償化しちゃった以上もう後退はできないと思うんですが、これは町長、政策の重要性の問題なんですが、どうでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

給食費の無償化なのか補助なのかということで、国のほうも言葉のことについては、少し変化が見られるのかなと自分も考えておりますが、まず交付が決定したときに、メニューでしたりとか額でしたりとかその時期でしたりとか、都度都度違うものですから、やはり国からのその交付の内容、何に対しての交付なのか、そういった物事を全て含めた上で、その時点で検討していきたいと思っております。ですので、今回の小学生、小学校に対しては900円ということで5,200円と合わせますと、負担が保護者様の負担はなくなるであろうと。中学校に関しては、現状の給食費と同じ水準で負担をしていただきたいというところのお願いについては、先ほど一般質問で答弁させていただいたとおりですが、都度都度、交付の内容、国のメニューを見定めながら確認をさせていただきたいので、現段階で本町のほうが独自財源をもって無償化をし続けていくんだという考え等々については現時点ではございません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

一応、各自治体によって違いますが、大治町は国の5,200円しか出さないけど900円プラスして無償化に踏み切ったと、そういうふうに政策に踏み切ったんです。一旦やり出したらそれを後退させることは、本来、本当に災害時とかねなんかあれば別ですけど、やっちゃいけないんです。町長たるもの。前の村上町長、村上前町長も言っていました、子供の医療費無料化、無償化拡大したときに、一旦やり出したらもうこれはやめれんと。だから慎重にやるんだと言っておられたんです。町長たるもの今、給食費、小学校、国が全部出してくれるわけじゃないが、保護者にとっては無償化なんです。そういう政策を大治町はとったんですよ。一遍取った以上よほどのことがない限り後退させちゃいけないんです。それは町長たる務めだと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

来年度、給食費の負担分の変更につきましてお知らせを親御様にさせていただくものについては、8年度につきましては国からの交付金をいただきましたのでこのような負担割合となっており、負担額となっております。翌年度につきましては交付次第、またその状況次第ですので、これが続くものではないということで明言をしております。

また、他市町村を鑑みたときに同様の施策をたくさん打っている自治体も把握をしております。例えば、医療費の件でしたりとか、また水道料金の基本料金の件でしたりとか、同じく給食費の件でしたりとか、そこについての発信の仕方も本町と同じく、今回につき、来年度8年度につきましては国からの交付金を活用した事業でございますので、次の年度についてはまた違う負担をお願いする可能性があるということは明言して取り組んでいる自治体がかなり多いと自分も認識しておりますので、そのあたりは国、町として継続的にこういうことをするんだということではなく、今回国から交付金いただきましたので、その活用方法の一端としてお示ししたものでございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

何か町長が逃げ道を探しているような感じでどんどん、保護者にそんなこと言うべきなのかなと。大治町はとにかく国の5,200円あって900円でやって小学生については無償化しましたと、できる限り続けてまいりたいと。5,200円がなくなったらできなくなると思いますが、そういう文書を出すべきでしょう。何か国の方針がコロコロ、そのとおりに変わっちゃう。もう一旦踏み出した以上そういう覚悟でやらないといけないと思うんですよ。やっぱり町長たるもの町政に対して覚悟を持ってやってほしいんですよ。一旦、こういう政策を大きく変えた以上。ちょっとこれは町長に対する要望になりますが、それをお願いしたいと思います。

3点目ですが、砂子土地区画整理事業でございますが、土地区画整理事業というのは区画整理することによって土地の価格を上げて、それで土地を減歩することなどによって道路とか公園をつくったりとかその土地にしたりとか、工事費用に充てたりするということなんですよ。ですから、地価が土地の価格が下がったら本当に成り立たない事業なんですよ。で、大治町は3%減ですか。でも、県はもうちょっと減る。国も減る。今見ていると首都圏のほうに集中していく。ここ愛知県なんかでは名古屋の都心のほうに集中していくという状況の中で、20年後大治町の土地、価格が今の水準なのかどうか。もう下がるんじゃないかなと思うんです。下がると費用を賄うために減歩率を上げなきゃいけない。減歩率上げたら組合員の方の合意も得られにくい。だからこれは本当に成り立つものと思って行政は考えているんでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

先ほどの人口の沈床傾向とかそういったところと、それから土地の価格、土地の評価につきましては、今後どうなっていくかという推定はなかなか難しいところですけど、今の段階で減歩率がどうなってくるかということはまだ明言できません。今は土地区画整理組合に向けた準備会で勉強している最中です。あわせて、地元の方たちを支援しながら調査に対する仮同意をとっている段階でありますので、今後につきましてはなかなか明言できないものなので御理解ください。以上です。

○議長（若山照洋君）

吉原議員どうぞ。残り5分です。

○11番（吉原経夫君）

わからないと、将来はわからないと言われるけど、組合設立まで10年。10年でできるとします。その時点で、土地の価格どうなっているのかわかるわけですよ。10年後。そのときに下がっていたら事業が成り立たない。成り立つ、成り立たないもわかるんですよ。組合設立したときに、10年後もう少しかかるかもしれませんが、そのときに立ち止まってもう中止っていうことはできるんですか。組合設立したらもう真つすぐ進んでいくしかないんですか。そこはどうでしょうか。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

組合設立をしたら事業がストップするということはなかなか難しいと思います。ただ、組合を設立する、今後の約10年とか言っていますが、その中で組合が健全な運営ができるかどうかというのを、今後、設立までの期間をかけて勉強していくと。そこで調査とか研究をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○11番（吉原経夫君）

一遍組合設立したらとめれなくなったら困るんですよ。だって、土地が10年目できたときに土地価格下がってたと。だったら成り立たないんですよ。それが減歩を増やすか。減歩増やしたら合意も得られないし。その段階でとまらないといけないですよ。そういう事業なんです。一旦動き出したらもうとめられません。で、結局事業として成り立たなかったらどうするのかと。保留地が売れなかったらどうするのかと。そこまでやっぱり町として考えなきゃいけないと思うんですよ。また大治町だけ、砂子地区だけで土地区画整理組合をつくるようですが、南側の県道は名古屋市の北側、名古屋市内なんで、そこを含めなければ、南側の県道に出る道ができないんですよ。そこら辺どのようにお考えでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

今現在、主幹が申しましたとおりの準備会の中でいろいろ検討しておる中です。議員おっしゃられるのは多分、恐らく高速道路の下の部分の南側の約60メートル部分が名古屋市側にあると。そこを含めてやれるかどうかということなんですけれども、そこもいろいろ議論をしておりますけれども、まずは大治町単独でやります。認可権者が違いますので、名古屋市と愛知県の認可権者は違います。なかなかそれができるかどうかということはまだ勉強の段階でございます。今回、地元砂子地区がまとまって区画整理に向かって進みたいんだというお示しをいただきました。吉原議員はかねてから区画整理に反対だという御意見をいただいておりますけれども、大治町としましても将来の大治町を見据えたときに、他の自治体では産業立地だとか企業誘地をやっております。リスクはあるかもしれませんが、大治町も今回は土地区画整理事業に対して並走して、換地処分まで何とか迎えたいと、そういう意気込みでやっております以上です。

○11番（吉原経夫君）

もうこの同じ地区で、以前2回ほど整理組合、土地区画整理組合をつくろうといった動きがあつて、でも結果として組合ができてない。そこら辺どのように教訓というかお考えでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

かねて、そういった地元からそういった区画整理なりの動きがあつたということは聞いております。私はその場に居合わせておりませんが、地元の中で立ち消えになつたというふうに聞いております。

○議長（若山照洋君）

吉原議員どうぞ。

残り3分、1問ありますけど大丈夫ですか。

○11番（吉原経夫君）

はい、そういう町内地元の状況もありますし、一番の問題は、前は土地の価格はある程度安定していました。バブルとかああいうときは別として、安定してました土地価格は、この人口が減っていく中で、明らかに土地は下がっていくだろうと、土地の価格は、そんな中で成り立つのかどうか。もう組合をつくっちゃったら成り立たなくても進めますよと。工事費を出すためには減歩率を増やさないと、土地をたくさん提供してもらわないとできない。大治町は出せないんでね。大治町がやれるのは、組合に道路とか公園の土地を提供してもらって、そこに法律の範囲内でお金を使ってつくるということはできても、保留地を買うことなんかできないし、成り立たない事業になっていったらどうするか。だから、整理組合をつくる前に考えるか。つくってからでもいいですよ。その段階でストップすれば。それはちょっと考えてもらわないと将来に禍根を残すというか、そういうことになりかねないんで、ちょっとお答え願います。

○建設部長（三輪恒裕君）

もう失敗前提で議員お話をされておられますけれども、今の現在の段階では準備段階ということをお申しております。この先、議員が御指摘されるような心配事も出てくる可能性もありますし、そういったことも踏まえて我々も調査・研究していく必要は十分ございますけれども、繰り返しになりますが、区画整理事業を地元と一体となって町も並走して換地処分まで迎えると、そういう考えで進めてまいりたいと考えております。

○11番（吉原経夫君）

あと、土地の値打ちを上げるために砂子の該当の地域、今第1種低層住居専用地域じゃないかと思ひます。それを第1種中高層住居専用地域などに、県がやらないとできないと思うんですが、そういうふうにしていく考えは、してもらふような考えがあるんでしょうか。

○議長（若山照洋君）

残り1分です。

建設部長どうぞ。

○建設部長（三輪恒裕君）

今現在の用途地域については、議員おっしゃられるとおり第1種低層住居専用地域、暫定でございます。当然区画整理、今準備会ですけれども、これが煮詰まっていく段階でどういった、サウンディング等を行いまして恐らく産業系を目指しておりますが、そういったところでどういった業種が興味を示していただけるか。今インターチェンジに非常に近接しているという部分、そういった部分も含めまして、やはり50年あの地域が今の状態になっているにはそれなりの理由があると思うんですけれども、それも踏まえましても、産業系の立地に向けてインターチェンジの近接性も含めまして、ポジティブに考えてまいりたいと思います。

○11番（吉原経夫君）

済みません、ちょっと最後4番目の質問をしますが、開票ミスがないということで私、開票を立会人やりましてそれで思ったんですが、前まで2列でやっていたのが今回1列で、それも小選挙区と比例代表の開票を立ち会いする人は隣同士、同じ機の隣同士になってると。たまたま間違いなかったんですが、間違えて比例代表の立会人の方が、小選挙区の見ちゃった、票を点検しちゃったらいけないことなんで、そこら辺は改善をしていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（吉田美穂君）

今回、開票事務の効率化のため、選挙種別を問わず最終点検を終えた票から速やかに開票立会人へ点検していただけるよう1列となる配席をいたしました。票の点検につきましては、毎回、開票立会人に事前に御説明し、誤って票が混在しないよう対策を講じております。今後もあらゆる対策を講じて、事務の誤りが起こらないよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと町長にお聞きします。町長、今回の開票心配だったんですか。何か、当日外で見学されておられたということも聞いておりますので、ちょっとそこら辺経緯をお願いします。

○町長（鈴木康友君）

今回見させていただいたのは、自身も開票の立ち会いという、開票の立ち会いではないですね、開票作業というものについて、役割が今までは議会議員として今回は町長としてということで臨むに当たってどのような作業が行われているのか、どのように皆様が確認、選挙管理委員会の皆様もしくは立会人の方々が確認をされているのかというものを改めて自分の目で確認をさせていただきたいなというところで、深い意図はございません。以上です。

○議長（若山照洋君）

吉原議員、どうぞ。3秒です。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。心配はわかりませんが……

○議長（若山照洋君）

終わります。

○11番（吉原経夫君）

はい。以上で終わります。

○議長（若山照洋君）

11番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時01分 休憩

午後4時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番八神太紀議員の一般質問を許します。

2番八神太紀議員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。議長のお許しを得ましたので通告書に伴い、質問をさせていただきます。

スポーツセンター運営事業の今後の財政見通しと運営方法について質問させていただきます。本町において実施されたスポーツセンターリノベーション事業は、町民の健康増進や子育て環境の充実を目的とした重要な公共投資であると認識しております。一方で、本町は厳しい財政状況にあり、単年度の整備費だけでなく中長期的な財政負担や将来世代への影響を十分に検討する必要があると思います。また、公共施設は整備して終わりではなく、その後の運営体制、料金設定や安全管理、利用調整や費用対効果など、継続的な運営マネジメントが不可欠であります。加えて、今回施設内に設けられているカフェエリアについては、その設置目的、運営形態や収支見込み、公共施設として公平性や地域経済との関連性などを含め、明確な方針が求められていると思います。本事業において、財政面及び運営面の双方から持続可能性をどのように確保していくのか、その基本的な考えを質問させていただきます。一応ちょっとディスプレイのほうをお願いいたします。こちらホームページにも載っているものですが、ここにコンセプトと

して「おおはるの町全体へ広がり、つながる「交流の波紋」」っていうふうに記載があります。当初、僕たちもこういうコンセプトを見させていただいて、例えば、スポーツセンターでこういう運動や遊びや集い。こちらに行くとスポーツセンターを活用してアクティブパスというふうに書いてありますけども、多くの方が集って楽しめる場所、またこのキッズエリア、カフェエリアを設けること、また物産展、当初設置するっていうふうにも聞いておりました。ここに写真もありますけども多くの方が来て、ここを中心に楽しんでいただいたりとか、ここで交流を持っていただく。そういう施設になるというふうに認識しております。先日、内覧会も見学させていただきました。そこでいろんな御意見を町民の方からもいただきましたのでその点も踏まえて質問をしていきたいと思えます。ディスプレイありがとうございます。

- 1、本事業の財政的な持続可能性及び中長期的見通しについて。
- 2、施設を安心して利用できるようにするための運営と安全面の基本的な方針について。
- 3、利用料金の基本的な考え方とカフェエリアの運営方針について。以上、大枠3点御質問させていただきます。

○教育部長（水野泰博君）

八神議員よりリノベーション、スポーツセンターリノベーション関係での御質問いただいております。まず、本事業の財政的な持続可能性及び中長期的見通しについての御質問でございます。キッズエリアにつきましては、子供の遊び場の提供と既存のスポーツセンター施設の有効活用を目的に整備したものであり、まずは開所後の利用実態や運営コストを把握することを重視しております。運営に当たっては既存人員・既存施設を最大限活用し、維持管理費の抑制に努めるとともに、初期段階では柔軟な運用してまいりたいというふうに考えております。また、中長期的には利用者数、維持管理費等を総合的に検証し、受益と負担の公平性の観点から将来的な有料化も含めた持続可能な運営形態について検討してまいります。いずれにしましても、段階的な見直しを行いながら、町全体の財政状況を踏まえ、キッズエリアの運営に努めてまいります。

続きまして、施設を安心して利用できるようにするための運営と安全面の基本的な方針についての御質問でございます。キッズエリアの運営に当たりましては、利用する子供が安全に、また保護者が安心して利用できる環境を確保することを最優先に考えております。そのため、施設の特長や利用対象年齢を踏まえた運営体制と安全を配慮した利用ルールのもとで運営することを基本方針としております。具体的には、未就学児につきましては保護者の見守りと保護者の責任を基本とした利用形態とし、小学生については利用の際の注意事項やルールをわかりやすく施設内に掲示し周知してまいりたいというふうに考えております。4月の開所後におきましても利用状況や利用者からの御意見を踏まえ、過度な制約にはならないように留意はしつつ、安全性と利便性のバランス

をとりながら安心して利用していただける施設運営に努めてまいりたいと思います。その上で運営を通じ、安全確保の観点から、もし、必要な対策が生じる場合におきましては、今後補正予算等をお願いするなど適切に対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。ごめんなさい、済みません。

3番の前段のところ、まずは利用料金の基本的な考え方とカフェエリアの運営方針についてということですが、基本的な考え方のほうを私のほうから答弁させていただきます。当面につきましては施設の円滑な立ち上げと安全な運営体制の確立、あわせて利用実態の把握を目的としまして、町内在住の子供を対象に無料での利用とし、まずは実際の利用状況や運営上の課題を確認しながら、適切な運営方法を検討していく期間と位置づけております。一定期間の検証を経た後には、利用頻度や周辺の類似施設の状況、子育て支援の観点とのバランス等を総合的に勘案し、受益者負担の考え方に基づいて使用料の設定について検証してまいりたいと思います。カフェの部分については総務部長より答弁いたします。

○総務部長（安井慎一君）

それではカフェエリアの運営方針についてでございます。令和5年9月の全員協議会にて報告させていただきましたが、スポーツセンターのリノベーションに合わせてカフェ施設等を整備するに当たり、仮称ですが「にぎわいマルシェ事業」として運営については地域と商工業の発展のため、商工会の特性を生かした事業を指導してまいりたいという御説明をさせていただきました。その後令和6年6月には商工会との間におきまして「にぎわい創出事業」に関する覚書を締結し、カフェ運営業務、物品販売に係る業務、事業展開に関する業務について委託を前提とすることを委託することを前提として、詳細については継続して協議していくことといたしました。この覚書を受けまして、商工会のほうでは令和6年8月より運営事業者の公募が行われるとともに、本町との間において同年12月まで協議をしてまいりました。しかしながら、令和7年度当初予算編成後におきまして行財政改革を進める中で一時協議を停止しておりましたが、現在、町長就任後に町の新たな方針を定め、現在商工会と協議を進めているところであります。引き続きカフェ運営につきましては推進に向け努めてまいりたいと思いますので、運営の方向性が今後決まりましたら改めて御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○2番（八神太紀君）

一つ目の財政的な持続可能性、中長期的な見通しについての再質問させていただきます。本事業の総事業費及び財源の内訳ですね。一般財源が幾ら、国から補助、県の補助が幾ら、また地方債幾らかっていう詳細を御提示いただきたいです。また、一般財源の負担額、幾らになるのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

本事業の総事業費及び財源内訳についての御質問でございます。本事業の事業費につきましては、令和4年度から令和6年度は決算額、令和7年度は予算額とはなりますが、基本構想策定業務委託、設計業務委託、工事監理委託、工事費及び発注者支援業務委託の総事業費といたしまして6億3019万6100円でございます。財源内訳としましては一般財源が5339万6100円、国が2億9040万円。地方債が2億8640万円でございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

地方債のほうは2億8640万円ですかね、というふうにお聞きしました。この地方債の発行額及び償還期間、何年間で返還を考えているか見込みをお示してください。

○財政課長（富田伸司君）

地方債の借入れは令和6年度と7年度でございます。その発行額でございますが、令和6年度分は詳細設計分で590万円、償還期間は20年となります。こちら交付税措置が30%ございます。令和7年度分は工事と管理委託分で2億8050万円、償還期間は20年となります。交付税措置は50%ございます。発行額は合わせて2億8640万円となります。年間の償還予定額は、合わせまして2092万3970円となります。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

年間の償還予定額ということで約2000万っていうふうに解釈いたしました。交付税措置が50%ということなので、これは来年度から50%の約1000万円は交付税措置があり、残りの1000万円これは一般財源から大治町が支払っていくという考えでいいのでしょうか。

○財政課長（富田伸司君）

交付税措置につきましては、まず、6年度7年度とも償還期間20年でございます。据え置き期間3年がございますので、その3年の据え置き分というのは利息分だけになりますので、その6年度分ですと30%、7年度分ですと50%交付税が入ってくるというふうに見込んでおります。

○2番（八神太紀君）

今3年間利息分ということでそうすると3年分はそのまま、4年後から先ほどの金額の約1000万円が一般財源からの支払いということであってまずでしょうか。

○財政課長（富田伸司君）

一般財源の支払いは令和11年度から6年度7年度分とも元金の償還が発生いたしますので先ほどの約2092万円支払いをまず一般財源から行うということになります。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

次の質問に移ります。将来的な財政運営の影響をどのように見込んでいるかというところを質問したいんですけども、年間の維持管理費、例えば光熱費とか人件費、清掃費、整備補修などがあると思うんですけども、幾らぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

令和8年度当初予算ではキッズエリア及びカフェエリアの年間の維持管理費につきましては、当該エリアのみを切り分けて別途計上するのではなくて、光熱水費、人件費、清掃費等を含め、スポーツセンターの管理運営費及び職員人件費の中で計上しております。その中で当該エリアの年間の維持管理費の内訳につきましては、光熱水費が220万2000円。人件費が、こちらは会計年度任用職員の人件費であります、450万5000円。清掃委託料が73万5000円。空調設備保守委託が145万2000円。防犯火災機械警備業務委託が2万7000円。消防設備委託が3万5000円。遊具保守委託が22万6000円。また、有料化した際の必要となる自動券売機の借上料として、3カ月分計上しておりますが、14万9000円。以上見込みまして影響額は合計933万1000円を見込んでおります。以上です。

○2番（八神太紀君）

約933万というふうに理解いたしました。年間維持費は多分、物価高騰だったり光熱費も高騰しておりますので年度上がっていくかと思えます。また遊具等も劣化していくことは考えられますので、例えば10年後や20年後を見据えて、これが維持できていくのかというところをどのような前提で見込んでいるのかお聞きしたいです。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

キッズエリアに関しましては、まず安全で円滑な運営と利用実態の把握を優先して、当面は町内在住の子供を対象に無料とした上で、先ほど答弁いたしました、今後は受益者負担の考え方に基づいた使用料のあり方についても検討してまいります。また、物価、光熱費、人件費の上昇、設備更新費等を含めた個別に切り出した10年後20年後の財政影響試算というのは行っておりませんが、今後は運営実績を踏まえまして行財政改革の観点からも適切に見直しを行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○2番（八神太紀君）

このキッズエリア、利用人数は年間何人ぐらいを見込んでいるのかを質問したいと思うんですけども。年間の利用想定人数及び月の平均と、あと繁忙期、多分夏休みとか冬休みとかいろいろあるかなと思うんですけども、あと混雑のときですね。そういうときの繁忙期があるという想定の中で、安全上の観点から利用上限などは検討されているかをお聞きします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

利用人数につきましては、現時点では確定的な数字ではなく運営状況に基づく想定としてお示しさせていただきます。キッズエリアにつきましては、1日3部制としまして1部当たり定員は当面は30人を基本としておりまして、最大で1日当たり90人の利用を想定しております。なお、この人数は子供の人数のみで保護者の人数は除いた人数となっております。これをもとに開所日数を踏まえまると、最大で年間では2万6000人程度、月平均では2,200人程度の利用となりますが、スポーツセンターでは大会やイベントなど

がございます。そういった日と重なる場合は、駐車場に限りもあることを考慮しまして、この定員の30名を抑制していくことも予定しております。また、繁忙期につきましては、先ほど議員おっしゃったように夏休みや春休みの学校の長期休暇、こういったときを想定しておりますが、この場合も予約制として定員は各部30人を基本にと考えております。以上です。

○2番（八神太紀君）

今答弁いただいたスポーツセンター、大会とかイベントが重なるってことで、駐車場の限りが確かにあるとは思いますが、先ほど一番最初にお見せしたように大治町からここはにぎわいが生まれる場所っていうふうになっているんですけども、大会があつてちょっと子供が来られなくなるとか、もちろん現実的なところはわかるんですけども、そのあたりをちょっと今後どうしていくかっていうのもちょっと考えていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に行きます。二つ目の大枠ですね。運営と安全面の基本的な方針についてのところで質問させていただきます。今現在キッズエリア今後やっていく上で多分直営というふうにはお聞きしていますが、直営か指定管理か、その理由ですね。今決めた理由。それとあと今後指定管理していく可能性など今検討されているのかを御質問させていただきます。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

キッズエリアにつきましては、当面は町の直営により運営していく予定をしております。その理由としましては、開所当初は利用状況を見極めながら柔軟に運営改善や見直しが求められることがございますので、まずは直営とすることで迅速に対応できる体制を確保しようと、そういう理由で考えております。以上です。

○2番（八神太紀君）

そうですね、このキッズエリアの運営に今直営でというところでお聞きしたんですけども、運営責任の所在についてちょっとお聞きしたいんですけども。例えば、キッズエリアですので子供が来る場所になると思います、メインは。そういったときに子育て支援課だったり学校教育課、例えばカフェエリアが今後できていくのであれば、また産業環境課だったりとか、いろんな部署と連携が必要になってくるかなとは思いますが、そういったところを統括していく部署っていうんですかね、人というかはどこになるでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

キッズエリアに関して答弁させていただきます。キッズエリアの運営の責任につきましてはスポーツ課が所管ということになります。安全管理や日常運営を含め適切に管理をしてまいります。また、子育て支援施策との連携は重要であるというふうには認識しております。このため4月のオープン前には子育て部門を含めました職員、全職員を対

象とした見学会を実施をしまして、実際に職員にも施設を見ていただいた上で、親子向けのイベントですとか、子育て施策などへの活用につなげていきたいと考えております。今後も部門間での連携を深めまして、子供や子育て世代にとってよりよい施設になるよう努めてまいります。以上です。

○2番（八神太紀君）

安全面について御質問させていただきます。僕も内覧会のほう参加させていただきまして、参加された方からも声をいただきまして、ちょっと危ないんじゃないかっていう、例えば靴下での利用を、声かけしていたと思いますけども、靴下だとちょっと滑るんじゃないかとか、真ん中には大きい遊具がありますので、小学校の子が上から飛ぶ、またそのときに小さい子がいたときにちょっとぶつかったりするんじゃないか。あとボルダリングですね、ボルダリングとかもボルダリング自体が危ないというふうに僕は思っているわけではないんですけども、やはり運営の仕方や扱い方によって2、3人同時に上ってしまうとか、大きい子が上にいるときに小さい子が下に来ちゃったりとか、なかなかそういうところもルールづくりをしていけばいいかなとは思うんですけども、そういった安全マニュアルみたいな整備などは今もう済んでいるのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

キッズエリアの安全マニュアルにつきましては、2月に実施しました見学会ですとか、内覧会において、関係者や子供の保護者からいただいた意見や指摘された課題を踏まえて現在作成を進めているところでございます。先ほど議員からも御指摘ありました靴下で内覧会では実施しましたが、やはり滑るというような声も多くいただきましたので、今のところは3歳以上の児童のお子さんには室内履きでの利用を促していきたいと考えております。また上からジャンプするといった、そういうところは子供でもわかりやすい注意書きでキッズエリアには掲示をしていきたいと思っております。またボルダリングにつきましては、こちらは1人ずつが利用するような、こちらも注意書きを自ら、また1列に並んでもらえるような、子供にもわかりやすいように床に足のマークをつけるなどして、こちらから注意をせずとも読んでいただけるような、そういった工夫をしたいと思っております。いずれにしましても開所前まで実際の運用に即した内容を整理して、安全確保に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○2番（八神太紀君）

このキッズエリアですね、スタッフ、先ほども予算のところではスタッフのほうの予算計上もされたと思うんですけども、監視員の配置、あとスタッフは何名を予定しているのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

監視員につきましては常時、常に監視する要員として会計年度任用職員を合計5名雇用しまして、常時1名配置する形を予定しております。

○2番（八神太紀君）

今、常時1名というふうにお聞きをいたしました。その人数、キッズエリアは結構広いので、いろんな30人の子供たちが来たらあっちで走ってこっちで遊んでっていうふうに、保護者もいるとは思うんですけども、その1名で安全確保が可能と判断した根拠などがありませんでしたらお願いいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

小学生の児童が未就学児と混在して安全配慮がより必要な時間帯につきましては、監視員1名のみならず、スポーツ課の職員もそういった場合は増員して対応していきたいと考えております。また、キッズエリア内には監視カメラ2カ所ございまして、事務室から常に状況を確認できる体制を整えております。小学生は保護者同伴でなくても利用が可能としておりますが、事故やけがに関する責任は一義的には保護者にもあるんだよということを利用条件として明示しまして、注意事項を事前に保護者の方にも確認させていただきます。未就学児につきましては保護者同伴を利用条件としておりますので、保護者にも見守りの責任をお願いしております。以上のことから、職員による監視と保護者の見守りを組み合わせることで、安全な運営が可能であるだろうと考えております。また実際に運営を開始した後は、利用状況や安全面での課題を継続的に今後も検証してまいります。その結果、監視体制の強化等により、職員の増員が必要と判断したときは適切な時期に補正予算を検討し柔軟に対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○2番（八神太紀君）

続きまして、大卒の3番ですね。利用料金の基本的な考え方のほうについて質問させていただきます。利用料金について、いつまでにどのようなプロセスを経て決定をされるのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

キッズエリアの利用料金、使用料になりますが、につきましては、内覧会で実施したアンケート結果に加えまして4月以降も利用者アンケート調査を行っていく予定をしております。利用実態や保護者の負担感をこちらで把握していきたいと考えております。あわせて、近隣や類似する子供向けの室内遊園施設の料金の水準も勘案しまして、総合的に検討した上で令和8年度中に使用料を決定する予定をしておりますのでよろしくお願い致します。

○2番（八神太紀君）

使用料については検討していくというところなんですけども、こういったキッズエリアとか、いろんなところあると思うんですけども大体保護者も料金が取られたりするところが多いと思うんですよ。無料のところは子供も親も無料なんですけども、大治町のこのキッズエリアは保護者の使用料についてはどのように今考えているのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

近隣の室内遊園施設見てみますと、確かに保護者の使用料も徴収しているようなところも見受けられますが、保護者分の使用料については子供の分も含めまして現在検討中でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○2番（八神太紀君）

こういったキッズエリア、市や町が運営していたりするところと、民間ですね大きなスーパーに入っているところであったりとか、そういう単体で運営されているところもあるかと思います。今回、大治町のキッズエリアを料金とか運営を比較するに当たって、近隣自治体や民間施設、料金や運営などがどれぐらいの数の比較をされたのでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

近隣自治体及び民間の子供施設について料金や運営形態、そういった調査比較を行っております。この今調査したところだと、公的な施設ですと10カ所を比較しております。民間の施設ですと名古屋市ですとか稲沢市にあるスーパーに併設されている施設ですけれども3カ所調べまして、どのような料金体系かというのを調べております。ただし、各施設によりまして遊具の種類や数、規模、対象年齢、運営目的、そういったものがそれぞれ異なるため、単純には比較は難しいものだなというふうには認識しております。こちらはあくまで参考資料の一つとして位置づけした上で、本町の施設の特性や今後、オープンしてからの利用実態を踏まえて検討していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○2番（八神太紀君）

ちょっとカフェエリアのほうについても御質問させていただきたいと思います。カフェエリアのほう今、商工会と検討していくという話だったんですけども、今場所としてはキッズエリアのすぐ横にあって一体として考えるのがごく自然かなというふうに思うんですけども、ほかの施設もいろんなところあるんですけども、大体カフェがくっついているところは行き来ができたりとか、連携をしているところが多いと思います。今回カフェエリアとキッズエリア、これをどういような連携をしていくか、今そういう考えがあるのかっていうところをお聞きしたいです。例えばですけども、ほかのところだとコーヒーを1杯買ったならキッズエリアが安くなるよとか、キッズエリアに行った人はちょっと半券チケットがもらえて飲食店がちょっと安くなるとか、そういうところもあると思うんですけども、現在今どのように考えているのでしょうか。

○総務部長（安井慎一君）

カフェエリアにつきましては先ほどお話し申し上げましたとおり、運営形態について商工会と協議しておる最中でございます。今後、業者のほうがかフェのほうが決定的中でいろんなキッズエリアとの連携とかもお話はできるかなと思いますので、そういったところで検討していきたいというふうに考えております。

○2番（八神太紀君）

最後となります。今いろいろちょっと御質問させていただきました。最後ちょっと要望になるんですけども、僕も3歳の子供がいてゼロ歳、1歳、2歳といろんなところに行ってきました。今回キッズエリアができるに当たってとても楽しみにしていた親の1人でもあります。正直なところ、僕もSNS等で発信させていただいたときにとても楽しみだという声も町内外の方も1回行ってみたいというふうに声をいただきました。またその反面、内覧会に行った人、子供・親含めちょっともういいかなっていう声も聞いています。これはいい場所なのに運営面が少し不足、安全面がちょっと心配だっていう声が大きくあったというふうに認識しております。そのあたりでカフェエリアができるときにどうするかなどとか、結構場所が広いと思うんですね。あいている空間もあるのでそういう場所をどうするか、または絵本を置くとかほかのどこだとハード面は置いてあるけども、そこを使っていかに人を集めてみんなに楽しんでもらうかっていうのを創意工夫しているところがあると思います。今回だと連携をしていただくというふうに先ほど言うていただけたので、そのあたりを今後踏まえて子供たちが楽しめるように、皆の居場所がつかれるように進めていっていただきたいなと要望しまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

2番八神太紀議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時42分 散会